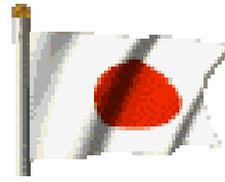
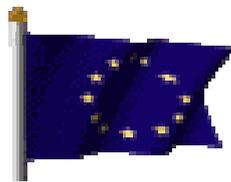


平成19年度  
日・EU規制改革対話  
日本側対EU提案書



2007年12月18日

平成19年度日・EU規制改革対話  
日本政府对EU提案書  
目次

★：新規提案

EC：対EC提案、加盟国：EU加盟国全体への提案、国名：特定国への提案

**総論**

**I. 業種横断的規制**

**1. 域内投資環境**

(1) 総論

- (イ) 一般論 【★、EC】
- (ロ) 対内投資規制の見直し【★、ドイツ、EC】

(2) 商法・商慣行

- (イ) 総論
- (ロ) 国境を越えた損益通算【EC】
- (ハ) 国境を越えた合併に関する指令【EC、加盟国】
- (ニ) 欧州非公開会社法【EC】
- (ホ) エージェント契約解約費用【★、EC、フランス】

(3) 人の移動

- (イ) 総論（含む社会保障協定の締結）【EC、加盟国】
- (ロ) 滞在労働許可【EC、チェコ、イタリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、ベルギー、スロベニア、英国】
- (ハ) 運転免許【EC】
- (ニ) 観光（ガイドの国籍要件等）【EC、スペイン】

(4) 労働・雇用

- (イ) 総論【EC、加盟国】
- (ロ) 労働市場の柔軟性確保【スペイン、チェコ、ハンガリー】

**2. 規格・基準認証**

(1) 総論【EC】

(2) 適合性評価の手続きの統一【★、EC】

**3. 貿易・関税**

(1) 総論【EC】

(2) IT製品への課税【EC】

(イ) パソコン用液晶モニター

(ロ) デジタル複合機

(ハ) セット・トップ・ボックス

(ニ) インクカートリッジ

(3) 海上コンテナ貨物情報の船積24時間前事前通知【★、EC】

**4. 情報・知的財産権**

(1) 総論【EC、加盟国】

(2) 欧州における特許制度の改善

(イ) 基本的考え

(ロ) 国際的な特許制度調和の実現【★、加盟国、EC】

(ハ) 特許制度の統一（共同体特許の早期成立）【EC】

(ニ) 特許翻訳コストの低減（欧州特許に関する翻訳提出義務の低減を目的とした「ロンドン合意」の発効及び普遍化）

【EC、未批准国（アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、キプロス、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、スロバキア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、リトアニア、ルーマニア）】

(ホ) 司法制度の改善（欧州特許訴訟協定（EPLA：European Patent Litigation Agreement）の早期発効）【加盟国、EC】

(3) デジタル化に対応した著作権保護（EUにおける著作権補償金制度の改革）【EC、関係加盟国（イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ラトビア、リトアニア、ルーマニア）】

(4) 補修部品に対する意匠権の保護の存続【EC】

**5. 海洋政策**

(1) 欧州委員会の海洋政策【EC】

**6. 環境**

(1) 総論【EC、加盟国】

(2) 個別案件【EC、加盟国】

- (イ) パブリック・コンサルテーション制度の運用の改善 ★
- (ロ) REACH (化学品規制)
- (ハ) RoHS 指令 (電気電子機器に関する特定有害物規制指令)
- (ニ) WEEE 指令 (電気電子機器のリサイクル指令)
- (ホ) EUP 指令 (電子電気機器等のエコデザインに関する枠組指令)
- (ヘ) 温暖化ガス規制案の関係指令である車両用エアコン指令案
- (ト) 欧州燃費基準の法制化に対する要望 ★
- (チ) 特定フロン温室効果ガスに関する規則「Fガス規制 (Regulation on certain fluorinated greenhouse gases)」 ★
- (リ) 建築物のエネルギー性能に関わる指令「EPBD (Energy Performance of Buildings Directive)」 ★
- (ヌ) 欧州委員会の建材の耐火災性能の等級に関する指令の施行決定の改定決議案 ★
- (ル) 国土土地利用計画の早期法制化 【★、ギリシャ】

## Ⅱ. 業種別規制

### 1. 情報通信技術（ICT）及び視聴覚メディアサービス

#### 【EC】

- (1) 総論（日・EUの協力状況）
- (2) 各論
  - (イ) 携帯電話サービス1：国際ローミングの円滑化 ★
  - (ロ) 携帯電話サービス2：携帯電話国際ローミング料金上限規制の適正な運用 ★
  - (ハ) 新たな通信サービスに関する規制1：光ファイバ網に関するアンバンドル規制の適用
  - (ニ) 新たな通信サービスに関する規制2：FMC サービス提供に関する競争セーフガード措置の適用
  - (ホ) メディアサービスにおける内外無差別の重要性  
コンテンツの国際流通の促進（欧州製番組比率の緩和）

### 2. 金融サービス

- (1) 総論 【EC、加盟国】
- (2) 国際会計基準（IFRS）【EC】
- (3) 個別財務諸表に使用する会計基準 【EC、加盟国】

### 3. 建設

- (1) 総論【EC】
- (2) 建設機械に対する新たなEU騒音規制に関する情報公開【EC】

### 4. 医療・医薬品

- (1) 総論【EC、ドイツ、フランス】
- (2) 並行輸入に伴うカウンターフィット薬（偽造医薬品）の対策強化【EC、加盟国】
- (3) 医療用直接撮影用X線フィルムのクラス分類の見直し【EC】

### 5. 検疫・食品安全

- (1) 総論【EC】
- (2) EU諸国向け日本産肉及び肉製品の輸出解禁要請【EC】
- (3) 有機JAS規格のEU有機食品認証統一基準との同等性承認【★、EC】

(4) 魚油の輸出に係る新たな規制【★、EC】

## 6. 税制

(1) 総論【EC、加盟国】

(2) 税制調和

(イ) 移転価格税制

(ロ) VAT (付加価値税)

(ハ) 自動車関連税制 ★

(ニ) 各国税制に関する情報提供

(3) 合併指令 (国境を越えたグッドウィル (営業権) 移転への課税繰延)【EC、加盟国】

(4) 合併指令 (株式の長期保有義務)【EC、加盟国】

(5) 連結法人税課税基礎【EC】

## 平成19年度日・EU規制改革対話 日本政府対EU提案書

### 総論

#### (1) 本対話の重要性・意義

日・EU規制改革対話は、ビジネス環境の改善を通じて日・EU間の貿易・投資環境を強化するための対話枠組みとして、1994年に開始して以来、2007年度で14年目を迎える。2006年現在、世界のGDPの約4割、世界貿易の約4割、直接投資の約5割を構成する世界経済の中核の一つである日・EUは、規制改革の取り組みを進め、双方向の貿易・投資を一層拡大することを通じ、世界経済の発展及び世界規模の基準策定に貢献する責任がある。

EUが我が国企業を含む外国企業にとり開かれた市場であることは、進出外国企業の利益であるのみならず、EU消費者の利益であるとともに、外国企業との健全な競争を通じて競争力を維持するEU企業の利益である。また、EUにおける規制が、競争環境を維持するのに十分でありながら過度ではなく、簡素、均質（consistent）、透明であることは、共同市場としての活力の源泉であり、外国企業のみならず、EU企業の利益でもある。日本政府は、EUがこの二点に立脚した規制政策を採用することを支持する。

上記観点から、日・EU双方が、包括的かつ透明性の高い本対話に対して引き続きコミットし、規制改革と規制調和に関する協力を進め、具体的成果をあげていくことは大きな意義・効果を持つ。

#### (2) 日・EUの改革の取組み

日・EUはともに先進的かつ知識型の経済として、少子高齢化への対応、イノベーションを通じた国際競争力の維持・向上といった課題を共有しており、したがって、構造改革の更なる推進が必須である。EUにおいては、2000年に発表した「リスボン戦略」の下、諸分野で規制改革の取組みが進められている。特に、2012年までに規制によるコストを25%削減させるとの「より良い規制」の取組みに日本政府は注目しており、EU側の更なる取組みを期待している。他方、日本政府は、福田政権の「改革の前進の継続と安定した成長の実現」との理念の下、改革への取り組みにコミットしている。このように規制改革に関し方向性を共有する日・EUが、各々の取組みを懲遷する目的で、

積極的かつ忌憚のない意見交換を行うことで、規制改革に関する各々の自主的な取組みを強化していくことは有益である。

### (3) 日本政府提案書の狙い・重点事項

こうした観点から、日本政府は、本年度提案書において、以下の4つの分野について重点的に要望を行いたい。

- ① EUがその統合の深化の過程において特に重点的に規制改革を進めるべきと考える分野（人の移動、商法・商慣行等）
- ② 既存の規制が不必要・過度であるためビジネスの円滑な活動を阻害し「より良い規制」の実現が不十分と考える分野（規格・基準認証、商法・商慣行等）
- ③ 創造的な制度措置の可能性も含め、今後EUがより主体的な役割を果たすことが期待される分野（人の移動、労働・雇用、電気通信、税制等）
- ④ 規制決定プロセスにおいて高い透明性が特に必要とされる分野（環境、貿易・関税、建設、海洋政策等）

また、EUの権限事項と加盟国の権限事項の区別、EUレベルの政策と加盟国レベルの政策の調和化の度合い、EU指令の加盟国による国内法化の進展度合い等の諸点にも注目しつつ要望を行っている。

### (4) ビジネス界からのインプット

本提案書は、EUで活動する3000を超える日本企業、EUの規制動向に関心を有する業界関係者、経済団体、関係省庁等に対して行った広範かつタイムリーな聴取結果、及びこれまでの累次提案書で言及されている各要望の経緯を入念に踏まえた上で作成されている。ついては、日本政府は、EUが、提案書で述べられた日本側関係者の声に真摯に耳を傾け、右要望を現在かつ将来の政策に適切に反映させることで、更なる改革の取組みを進めることを要請する。また、日欧ビジネス界による日EU・ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル（BDRT）から2007年6月に日EU両首脳に手交された提案書（「競争と持続性のための協力」）においても、規制改革における日EU間協力の強化の必要性等が言及されている。このようなビジネス界の要望に応え、規制改革及び規制調和に向けた努力を続けていくべきである。

### (5) 透明性の重要性

また、規制改革の取組みにおいて重要な透明性の確保について、EU側がその

政策検討プロセスにおいて、欧州委員会によるパブリックコンサルテーションまたはパブリックヒアリングを広範に実施していることを日本政府は高く評価する。今後も日本政府は各分野において積極的に右プロセスに関与していく方針である。

## (6) 結語

本対話は双方向性の精神に基づき運営されている。そのため、日本側提案の実施にあたっては、EU側からの前向きかつ迅速な回答の提出、及びブリュッセル会合における関係部局、関係加盟国からの十分な出席・対応が確保されなくてはならない。この観点から、日本政府は、欧州委員会が引き続きイニシアチブを発揮し、昨年度の対応にも増して更に積極的な対応を行うことを強く期待している。

## I. 業種橫斷的規制

## 1. 域内投資環境

### (1) 総論

#### (イ) 一般論【★、EC】

日本政府は、EUが、その統合深化の過程で進める規制の調和化において、創造的な制度措置を推進しつつも、「より良い規制」の原則に基づき、過度・不必要な規制を見直し、規制のコスト削減及び法的安定性を高めることで、域内・域外企業の経済活動を円滑化し、単一市場としてのEUの魅力・競争力を高めていくことを支持する。

調和化にあたっては、EUの規制が、①競争環境を維持するのに十分でありながら過度ではなく、②簡素、均質(consistent)、透明であることが重要。右二点は単一市場としての活力、イノベーションの源泉であり、外国企業を含めたEU経済全体の利益を担保するものとする。

そのため、日本政府は、本年度提案書において、具体的分野として、①商法・商慣行、②人の移動、③労働・雇用の三分野に絞り、EUの域内調和化の更なる取り組みを求める。

なお、例年我が方が投資環境の整備に関する事項として要望していた、反動物実験過激派団体(ARE)対策については、近年、英国で改善が見られる等の前向きな進展があったところ、日本政府は、EU側、特に英国の取り組みを評価する。他方、我が方企業からは引き続き本件に関する要望が提出されているところ、EU側が我が方の関心について留意し続けることを要請する。

#### (ロ) 対内投資規制の見直し

日EU相互の投資を一層増加させることは、両国の経済関係を一層強化し、深化させることにつながる。しかし、近年、EU加盟各国では外国による対内投資に関する規制を安全保障上の理由から厳格化する動きが相次いでいる。日本国政府は、一般に、安全保障上の理由による投資規制の重要性については十分理解しているが、当該規制が本来の目的の程度を越えて日本企業の投資活動を阻害するおそれがあることを憂慮している。

## (a) EU加盟各国における対内投資規制見直しの動きについて【★、ドイツ】

近年、EU加盟各国では外国による対内投資に関する規制を見直す動きが相次いでおり、02年に英国、04年にドイツ、05年にフランスがそれぞれ規制見直しを行った。これに加えて、ドイツにおいては、米国の「エクソン・フロリオ条項」と同様の包括的な投資規制の導入に向け、対外経済法の改正が検討されていると承知している。

日本は米国政府による同種の対内投資規制に対し、「安全保障」の概念の明確性、調査対象となる投資の範囲に於ける法的安定性、調査開始や審査結果に対する理由付記等のプロセスの中での透明性等に関し、懸念を伝えてきているところである。

政府による対内投資規制にあたって透明性と予見可能性、比例性を確保することの重要性については、OECD投資委員会や2007年6月のG8サミットでも確認されたところである。

上記を踏まえ、日本政府はドイツ政府に対し現在の検討状況を明らかにするとともに、政府による個別の対内投資案件の審査の過程における透明性及び公平性を最大限確保するための措置を講ずるよう求める。

## (b) EU共通の対内投資規制に関する検討について【★、EC】

本年6月に、EU議長国であるドイツのメルケル首相より、外国政府に所有されている投資主体による企業買収を規制するため、EU全体で共通の規制方式を検討すべきとの発言があった。今秋にかけて立法提案が検討される予定であると認識しており、日本政府としては当該規制が当該投資家のみならず投資家全般の、EU域内への投資に及ぼす影響を注視している。

日本政府は欧州委員会に対し、現在の検討状況を明らかにするよう求めるとともに、当該規制の導入によって日本企業による投資活動が不必要に妨げられないことを確保すること、規制導入にあたって利害関係者に意見を述べる機会が与えられることを要請する。

## (2) 商法・商慣行

### (イ) 総論

EU内における商法・商慣行の調和と統合は、進出している日本企業のみなら

ず、EUの企業に対しても利益となるものと認識している。

EUの域内市場において、EU加盟国毎の制度の違いによりEU域内でビジネスを展開する企業にとって、追加的な負担が生じているところ、統一的制度の早期実現に向けて、引き続き欧州委員会がイニシアティブを発揮するよう要請する。

#### **(ロ) 国境を越えた損益通算【EC】**

EU域内の複数加盟国間の損益通算を認めることは、EU域内市場の強化の観点から重要視されていると承知しているが、EU域内で事業を行う第三国企業にとっても非常に重要である。

2006年12月に欧州委員会が作成した国境を越えた損失の扱いに関する加盟国に対するコミュニケーション(COM(2006)824)は、2005年12月のマークス・アンド・スペンサー事件に関するECJの判決を反映したものとして歓迎する。については日本政府は欧州委員会に対して、右コミュニケーションを経た後の指令案の早期採択を強く求める。また指令案の採択に並行して、加盟各国が異なる対応を実施すると、域内市場の整合性が損なわれる可能性もあるところ、EU域内市場における一貫した政策を実現すべく、欧州委員会が、EU加盟各国の対応及びその進捗について情報提供することを求める。

#### **(ハ) 国境を越えた合併に関する指令【EC、加盟国】**

「国境を越えた合併に関する指令」が、2005年10月に理事会において採択、同年12月に施行された。本指令は、国内法の相違による困難を克服し、有限責任会社の国境を越えた合併を容易にする内容となっている。日本政府は本指令の採択を歓迎すると共に、今後、EU加盟国において本指令に沿った国内法の制定(2007年12月15日までとされているもの)が確実に進められることを求める。また進捗状況及び今後の見通しを問う。

#### **(二) 欧州非公開会社法【EC】**

EUでは2004年10月より「欧州会社法」が施行され、EU加盟国に子会

社を作らなくとも域内の1か国での設立手続のみでEU域内で業務を行うことを認める「欧州会社SE (Societas Europaea)」が設立できるようになった。しかしながら、日系企業は、欧州において、特に英国、ドイツ、オランダで非公開会社を多用しているため、公開会社のみ限定されている合併、転換によるSE設立は公開会社に転換しない限り行うことができない。

については、欧州委員会公表のコンサルテーションの結果によれば、EU内外の産業界の多くの回答者によって要望されている欧州非公開会社法制度の早期導入を欧州委員会に対して引き続き要請すると共に今後の作業見通しを問う。

#### (ホ) エージェント契約解約費用【★、EC、フランス】

EU加盟各国における販売エージェントとの契約解除に関しては、「自営商業代理人に関する法の調和」指令に基づく各国法制により規定されているものと認識している。

特にフランスでは、販売エージェントとの契約解除にあたり、補償金は、2年間分のグロスマージンに相当する金額を支払うことが法律上明記されていないものの、複数の判例により確立されている。

「自営商業代理人に関する法の調和」指令は、エージェント保護の観点から策定されたものであるが、欧州委員会による、フランスを含む各国における本件指令の実施状況についてのレポートに問題点が指摘されている。また日系企業からもその負担の重さが指摘されている。

については、フランス政府に対し、エージェントの立場を過剰に保護するあまり、ビジネスの再構築を阻害することのないよう、本件規制を見直すことを強く求める。

### (3)人の移動

#### (イ)総論(含む社会保障協定の締結)【EC、加盟国】

我が国からEUへの投資促進のためには、我が国からEUへの人の移動の円滑化、及びEU域内における我が国国民を含む域外国民の移動の円滑化のためEU側の更なる取組が必要である。日本政府は、EU側が進めている域内市場における人の移動の自由化に関する取組みを評価する。同時に、右取組みが、我が国を含む域外国民にとっても可能な限り無差別なものとなること、日系進出企業の企業内転勤者とEUが定義する経済移民とが区別されること、及び加盟国を含むEU内での意思決定手続きにおいて我が国を含む域外国ステークホルダーの意見が適切に反映されることを要請する。

日・EUは、2004年に「日・EU双方向投資促進のための協力枠組み」に合意し、双方向の直接投資促進のためのビジネス面の環境整備について取組みを一層強化することを決定した。右枠組みでは、「双方向における投資環境の整備」のための具体的措置として、EUが、「EU加盟国における査証、労働許可及び滞在許可手続きの緩和のための努力を含む、日本国民のための行政手続きの更なる簡素化」を目指すことが目標とされている。

日本政府は、EUが進めている「合法移民に関する政策プラン」が、域内・域外の平等性を確保した上で透明性をもって進捗することを要請している。特に、企業内転勤者に関する指令案に関し大きな関心をもっており、今後の検討プロセスに積極的に関与していきたい。

本年度提案書においては、日本政府は、ビジネス界をはじめとする我が国関係者の利益を保護し、一層の投資促進を行うことを目的として、人の移動に関する重点項目として、①滞在労働許可、②運転免許、③観光分野に関する具体的な要望を行う。

また、日本政府とEU加盟国の社会保障協定の締結による社会保障料の二重払いの解消は、人の移動の促進に資するものであり、日・EU間で協力が進捗している分野であると認識している。

## (ロ)滞在労働許可

### (a)総論【EC、下記加盟国】

滞在労働許可手続きの改善は、人の移動に関する事項の中でも、在欧州日系企業の経営者、従業員及びその家族にとって、引き続き最大の関心事項であり、日本政府としても、投資環境の基盤整備の観点から極めて重視している。

この分野について、日本政府は、2007年度、我が国進出企業の企業内転勤者が、EUが定義する経済移民と明確に区別される対象であることを強調した上で、EU加盟国における滞在労働許可取得の迅速化・簡素化に関する以下の事項を優先的に要望したい。また、2007年12月に実施されるシェンゲン協定適用国の拡大に関する事項を、併せて取り上げたい。各国別の要望(下記)については、我が国政府からの働きかけにも関わらず、大きな懸念が残っている国及び語学能力要件の追加といった新たな懸念が生じている国に絞って改善を要望しているので、これまで以上に明確な回答を求める。

一方、ギリシャにおける滞在許可発給期間の短縮、ハンガリーにおける労働許可有効期間の延長、アイルランドにおける企業内転勤制度の復活、オランダにおけるジャパン・デスクの設置及びスペインにおける労働・居住許可及び同査証発給期間の短縮といった改善が見られたところ、加盟国の取組、欧州委員会の加盟国への働きかけの取組を評価する。また、フランスでは2007年に入り、滞在許可取得に際しフランス語講習義務を含む「受入・統合契約」締結を求められることになったが、新たに導入された滞在許可証「salarie en mission」の対象者及びその家族は同契約を免除されることになったことについて、フランス政府の迅速な対応を評価する。これらの国では、制度は改善されたものの運用上の問題が見られるケースもあるが、当面は運用状況を見守ることとする。

日本政府は、2006年度のブリュッセル会合に、多くの加盟国代表の出席が得られたことを評価している。2007年度も日本の問題意識を真摯に受け止める多くの代表が出席することを要望する。特に、各国別要望にて重点国として改善を要望している加盟国については、可能な限り本国政府からの代表が参加することを要望する。

### (b)合法移民に関する政策プラン【EC】

2005年に発表された「合法移民に関する政策プラン」の下で、2009年に欧州委員会が提出予定の「企業内転勤者の入国・一時滞在・居住に関する指令案」に関し、日

本政府は、欧州委員会が同指令案の制定プロセスを適切かつ透明性をもって迅速に進めることを求める。日本政府は、同指令を通じて、企業内転勤者及びその家族に対する申請手続きが全ての加盟国において単一化され、EU域内の滞在許可及び労働許可制度が調和・単一化されることを要望する。現在までの進捗状況と今後の見通しを承知したい。

この関係で、移民希望者を対象とした共通基準に基づく居住労働許可である「ブルーカード」の創設や単一手続きといった移民制度の調和・単一化に向けた検討を欧州委員会が行っていることに日本政府は注目している。企業内転勤者とEUが定義する経済移民とは明確に区別されるべき対象であるが、EU域内の制度の調和・単一化に向けた進展が見られることを歓迎する。

**(c) 滞在労働許可取得に関する各国別要望【下記加盟国】**

2006年度対話以降の推移を踏まえ、「迅速な改善が必要な国」及び「新たな問題が生じたため、迅速な改善が必要な国」と評価される加盟国は下表のとおりである。

迅速な改善が必要な国	チェコ、イタリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア
新たな問題が生じたため、迅速な改善が必要な国	ベルギー、スロベニア、英国

**(i) 滞在労働許可手続きの迅速化・簡素化**

**【チェコ、イタリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア】**

「迅速な改善が必要な国」においては、進出日系企業が共通して、滞在労働許可に関し、発給の迅速化、有効期間の延長、提出書類の簡素化等、手続きの迅速化・簡素化を強く要望しており、各国政府に最大限の改善努力を求めたい。特にイタリアにおいては、2006年12月に滞在許可証の申請方式が変更されて以降、政府内の事務作業の混乱から、滞在許可証の発行が大幅に遅れており、住民票の届出、銀行口座の開設等はおろか、家族の呼び寄せ、ホームドクターの登録などが行えない、シェンゲン内他国への移動が制限される等の状況が続いている。また、ポルトガルにおいては、2006年度規制改革対話の回答書において「2006年10月以降当局が地方行政責任者に指導を行っている」との回答を得たにもかかわらず十分な改善が見られない。そのため、滞在労働許可手続き改善に向けたイタリア、ポルトガル両国政府の努力は評価するものの、更なる改善を要望する。

## (ii) ベルギーにおけるLIMOSA制度及び滞在労働許可【ベルギー】

2007年4月に導入されたLIMOSA制度により、日本からベルギーへの21日以上商用目的の滞在者は事前登録が義務付けられるようになった。政府機関間の共通データベース構築という制度の目的は理解するが、ベルギーでのビジネスに関心を有する日本企業にとって新たな負担となっていることから、LIMOSAの免除期間を、日・ベルギー間で商用のための査証が免除されている期間に合わせ、90日間まで延長することを求める。また、滞在労働許可取得に際し、医師診断書や無犯罪証明書の提出を義務付けられており、その入手に相当の負担がかかる状況が改善されていないため、引き続き提出書類の簡素化を求める。

## (iii) スロベニアにおける駐在員家族の滞在許可【スロベニア】

スロベニアにおいては、EU指令2003/86/ECを受けて2006年10月に改正された外国人法第36条の規定により、EU域外国企業の駐在員は、1年以上滞在しなければ家族の滞在許可を申請することができないことになっており、進出日系企業より強い不満が寄せられている。家族が1年間の長期にわたり別居を余儀なくされることは人道上の問題でもあり、同規定の改正または柔軟な適用等の方法により改善が行われることを強く求める。平成18年度日・EU規制改革対話のEU側回答書において、「家族再会権に関する限り、EU指令2003/86/ECは永住権を取得する合理的な見通しのない第三国の労働者、すなわち、企業内転勤者のケースには適用されない。」との見解が示されており、スロベニアの措置は同見解に矛盾するものである。

## (iv) 英国における滞在労働許可及び査証【英国】

2009年初めまでに段階的に導入されるポイント制は、それ自体は現行の滞在労働許可制度の簡素化・透明化につながりうるものとして評価できる。他方、ポイント制の導入に合わせて、日本人駐在員の大部分が対象となる第2種カテゴリーについて、これまで同カテゴリーに相当する滞在許可取得に際し要件とされなかった英語能力を新たな要件とすることは、日本企業の企業内転勤者であるため英国への移住を前提とせず、また組織内での執務に必要な英語力は広範とは言えない日本人駐在員への負担を徒に増大させるものであり、バランスを失ったものである。については、企業内転勤者については英語能力要件を免除することを求める。英語能力判断基準に採用される英語検定試験については、公募のプロセスが始まったところ、日本の団体から申請があった場合は、前向きに検討することを希望する。

更に、高額な滞在労働許可の申請手数料(335～500ポンド)について前回改善を要望したが、この点について回答書で回答を得られていないところ、改めて回答を求めらる。

また、2007年11月から長期滞在査証申請時の生体情報採取が開始されたことに伴い、申請者は査証申請センター(東京・大阪の2箇所のみ)に出向く必要が生じ極めて不便であるところ、その他の都市に査証申請センターを設置する予定があるか承知したい。

#### **(d) 我が国とシェンゲン協定新規適用国との相互査証免除協定の維持【EC】**

2007年12月21日から、2004年のEU加盟国のうち9カ国が新たにシェンゲン協定適用国となる。日本政府は、これらの国との間で個別に締結した相互査証免除協定が、これらの国がシェンゲン協定適用国になった後も、優先されることを欧州委員会に確認したい。

## (ハ) 運転免許【EC】

EU加盟国在留邦人が加盟国で日本の運転免許から当該国の運転免許に切り替える際、EU指令(2006/126/EC)により、日本の運転免許証を提出することが求められており、同人が本邦へ一時帰国する際に免許証を没収されたままの場合、日本国内で運転ができず、経済活動及び社会活動上支障をきたしている。

2004年2月に欧州委員会より、加盟国で日本人が日本の免許から当該国の免許に切り替えを行った場合、当該国当局は、没収した日本の免許証をその国の日本大使館に返却する旨の提案がなされ、日本がこれを受け入れたことから、多くの国において右返却が実現した。本件にかかる関係加盟国及び欧州委員会の継続的な貢献を評価する。ハンガリー及びスロバキアについては、日本の免許の切り替えを二国間取極締結により実現する方向で各国政府との協議が進んでおり、その努力を評価するとともに、切り替えの早期実現を希望する。

他方、ベルギー、スペインのように、未だに日本大使館への返却が実現していない加盟国も存在しており、進出日系企業にとっての投資環境上の問題の一つとして残っている点を強調したい。そのため、日本政府は、欧州委員会に対し、免許の切り替え・返却への前向きな取組を行っていない国に対し更に働きかけを行い、その結果を報告することを求める。

## (二) 観光（ガイドの国籍要件等）

### (a) 総論【EC】

日・EUは、2001年に合意された「日・EU協力のための行動計画」において、人的・文化的交流の促進を重点目標の一つとして掲げている。観光は、一般的な市民にとってこうした交流のもっとも身近な手段である。観光における不合理な障害は除かれることが、双方の利益につながる。

これまで日本が簡素化を求めてきたイタリアの短期滞在者の滞在許可取得手続きが、2005年の法改正により届出制となったことは、両国の交流促進に貢献するものとして評価する。日本政府は、届出手続きについて国境警察への周知徹底及びシェンゲン域内からの入国でも空港での届出を可能とする更なる簡素化が必要であると考えているが、当面は運用を注視していくこととする。

## (b) 各論：スペインにおける観光ガイドの国籍要件及び同行義務【スペイン】

スペインの観光ガイドは、EU諸国（自国を含む）、EEA諸国あるいは相互主義に基づく取決め締結国の国籍のいずれかを有することが要求される由。右規則により、日本の旅行会社は通常日本語を話すことが出来ない現地ガイドを雇う必要があり、無駄な負担を強いられることになるため、日本政府は、これまで2006年度の要望等において、右国籍要件の撤廃等、改善を求めてきた。その結果、2006年度スペイン側回答では、マドリッド市においては国籍要件が廃止される予定とあるところ、前向きなものとして、関係機関による努力を多とする。廃止措置導入の現状と今後の見通しにつき回答を求める。

マドリッド市以外の地域では、引き続きガイドに国籍要件が付されている。能力のある日本人に合理的な理由なく観光ガイドになる道を閉ざしているのみならず、スペインを訪れる多数の日本人観光客に現実に大きな影響を与えている。早期の撤廃を要望する。

また、スペインの観光ガイドに関して、我が国は本年度新たな問題を一点指摘したい。現在、いくつかの地方では、旅行者が観光ガイドを同行させることが義務づけられており、場所によっては、町を散策するだけでもガイドの同行が求められている。日本政府は、こうした観光ガイド同行の義務づけは、旅行者に対する過剰な規制であると考え。しかも、これらガイドのほとんどが日本語を理解しない点に鑑みれば、この規制は多くの日本人観光客をただ困惑させるものである。

以上の問題は各地方自治体の権限に属する問題であると理解するところ、日本政府はスペイン政府に対し、観光ガイドに関する国籍要件、あわせて、一部で見られる観光ガイド同行の義務づけを撤廃することで、有能な日本人観光ガイドの就業機会を不必要に制限しないよう、及び、旅行者・旅行会社に対して不必要なコストを課さないよう各地方自治体に働きかけることを要請する。

## **(4) 労働・雇用**

### **(イ) 総論【E C、加盟国】**

労働・社会分野における既存のE U法令は最低限の要請を規定しているに過ぎず、日本から要望されている多くの事項はE U加盟各国の排他的権限であるとのE Uの立場、また、雇用分野は、加盟各国固有の労使慣行や労働法制の歴史的経緯があり、センシティブな側面を持つものであることには留意する。

他方、多くのE U加盟国における労働・雇用の制度及び慣行は、硬直的なものであるため、労働力の質に見合った生産性を上げられていない。具体的には、解雇、勤務時間、給与等の面で柔軟性の欠如が顕著であり、企業の進出・活動にとっても障害となっている。また、同様の指摘は、日本及びその他の域外国進出企業のみならず、加盟国の企業からもなされていると聞いている。これら企業の声に耳を傾け、問題の是正に取り組むことが、E Uの労働生産性の向上に繋がり、日本を含む域外国からの対E U投資を促進することとなる。また、リスボン戦略が提唱する経済の活性化、競争力の強化を通じた成長の達成、雇用の創出を達成するとの目標に照らしても、E Uが我が国企業を含むE U内外の企業の要望を真剣に検討することの意義は大きいと考えられる。

については、日本政府はE U側に対し、引き続き投資・ビジネス環境の改善の観点から、E Uレベル及び加盟国レベルの双方で労働・雇用市場の改善に取り組むことを要望する。また、日本政府は欧州委員会に対し、フレキシキュリティーが提唱する労働市場の柔軟性と雇用確保とのバランスを如何にしてとるか、その方向性を示すことを要望する。

### **(ロ) 労働市場の柔軟性確保**

#### **解雇補償金制度の緩和【スペイン】**

日本政府は、スペインにおける解雇補償金は企業の大きな負担となっていることから、スペイン政府に対し解雇補償金の一層の軽減を引き続き要望する。

E U（スペイン）側説明によれば、正規の雇用契約の促進を目的とする2006年の新法は、様々な条件の下で解雇補償金の軽減を規定し、企業規模、算定基準となる日額の上限などによる軽減も可能であるとしている。他方、生産体制を柔

軟に変化させていく必要のある製造業において、未だに解雇補償金が生産調整をする際の大きな負担となっているのが実情である。従って、生産立地国としてのスペインの魅力を維持するためには、労働者市場をより一層活用しやすいものに整備していくことが必要であり、解雇補償金の一層の軽減を要望する。

### **病気欠勤率の改善 【チェコ】**

日本政府は従来、チェコ政府に対し、依然として病気欠勤率の高さが日系企業にとって大きな問題となっていること、疾病保険給付額が企業の大きな負担となっていること、チェコにおける病気欠勤率は、中東欧も含む欧州諸国の中でも極めて高く、現在の高い病気欠勤率が継続すれば、今後のチェコへの企業進出にも悪影響をもたらす恐れがあることを指摘しつつ、チェコ政府の改善への取組を要望してきている。

これに関連し、本年10月にチェコ大統領がチェコ議会にて可決された関連改正法案に署名した。EU（チェコ）側の説明によると、これにより、病気欠勤率の低下、保険料率引き下げによる雇用者負担の軽減が期待されるとしている。同関連改正法案の施行は2008年1月1日以降順次なされるものと承知しているところ、日本政府はチェコ政府に対し、右法案の確実な施行を求めるとともに、同法が期待どおりの効果をもたらすことを要望する。

### **病気休暇制度濫用の改善【ハンガリー】**

日本政府は、ハンガリーでは労働者が年間15日付与される病気休暇を完全消化しようとし、医師も容易に診断書を出す傾向があるとの指摘が日本企業より依然としてなされていること、病気休暇は、労働者の疾病や負傷の際、その療養のために付与されるものであり、病気休暇が有給休暇の一部であるかのように取得されている現状は問題であると考えことから、ハンガリー政府に対し本件問題の改善を引き続き要望する。

これに関連し、EU（ハンガリー）側説明によれば、就労能力に関する診断と監督は行政命令で規定され、病休は、専門的なガイダンスに従った診断に基づいて要求できることになっており、「医師は容易に診断書を出す傾向がある」との大雑把な意見（overly sketchy remark）には同意できないとしている。他方、

本件問題において大きな改善がない中で、現在の状況が継続すれば、今後のハンガリーへの企業進出に悪影響をもたらす恐れがあることを指摘したい。病人の権利は当然保護されなければならないが、一方で病気休暇制度の濫用は抑制すべきであり、ガイダンスの強化等濫用防止のためのハンガリー政府の具体的な行動を要望する。

## 2. 規格・基準認証

### (1) 総論【EC】

製造分野の技術調和を通じ、EU域内の物の自由な移動を目指すEUの「ニューアプローチ」及び「グローバルアプローチ」は、製品分野別に満たすべき必須要求事項のみを明記した指令の発出、適合性評価方式のモジュールによる定型化、CEマークの導入等によって、域内の貿易障壁の削減に重要な役割を果たしてきた。

他方、日本政府は、両アプローチに関し、(イ) 適合性評価を実施するにあたり合理的な制度が構築されていないため、製造業者に過度の負担が生じているケース、及び(ロ) EU域内の基準統一が進められる一方で、各加盟国独自の規格・基準が存在することにより、製造業者が追加的なコスト負担を強いられているケースがあると認識している。これらはいずれも、「より良い規制」の考え方に矛盾するケースであり、過度・不合理な規制を廃止・緩和する方向での改善が必要である。

日本政府は、2007年度規制改革対話において、上記(イ)に関する優先的要望として以下を取り上げる。なお、上記(ロ)に関する問題としてこれまで取り上げてきた、イタリアのテレビ輸入における追加的規制及び電源や電話回線等のプラグやソケットの形状に関する規制についても、日本政府は引き続き関心を有しているところ、欧州委員会及びイタリアの改善に向けた努力を期待する。

### (2) 適合性評価手続きの統一【★、EC】

EU市場で製品を販売する際、適合性評価の実施、適合宣言書の発行及びCEマークの表示が求められている。問題は、製品分野別に段階的に発出された指令により、一つの製品に複数の指令が適用されることが多く、指令毎に手続きが異なる場合があるため、製造業者にとって多大な負担となっている点である。

例えば、クレーンには、機械指令、EMC（電磁気両立性）指令及び簡易圧力容器指令が適用される。このうち、機械指令及びEMC指令は製造業者による自己評価を認めているのに対し、簡易圧力容器指令は自己評価を認めず、加盟国政府が認定した第三者機関による評価を求めている。このため、クレーンは、走行を停止するためのブレーキ部分のみに簡易圧力容器が使われているにもか

かわらず、同部分について第三者機関の評価を得る必要があるため、クレーン製造業者に追加的なコスト負担が生じている。この結果、特に我が国の製造業者は、簡易圧力容器指令が第三者評価機関をEU域内に本拠地を置く機関に限定していることも相俟って、多大なコスト負担を強いられている。

指令毎に技術的な要求が異なることは理解するが、基本的な手続きが統一されていないことは合理的でないと考える。不必要なコストを排し規制を合理的なものとするべきとの観点から、日本政府は、欧州委員会に対し、適合性評価手続きの統一による改善を求める。

### 3. 貿易・関税

#### (1) 総論【EC】

日本政府は、2007年度規制改革対話において、貿易・関税分野の優先事項として2つの事項を取り上げる。第1は、EUによるIT製品への課税であり、第2は、EUが導入を予定している海上コンテナ貨物情報の船積24時間前事前通知である。これらはいずれも、我が国を含むEU域外国とEUとの円滑な貿易の発展を阻害するものであり、世界貿易機関（WTO）において重要な役割を果たしているEUが日本政府の要望を真摯に受け止め、改善に向けた取組を行うことを強く求める。

EUは、1996年にWTOの一部の加盟国の間で宣言された情報技術協定（ITA）に従って無税化が合意されたIT製品の一部に対し、それが技術進歩により多機能化・高度化したことを理由に、ITA対象製品とは別製品であるとして高関税を賦課している。日本政府は、ITAの原参加国としてIT製品の普及による産業・社会の発展をリードすべき立場にあるEUが、このような措置を取っていることを問題視している。そのため、2007年度も引き続き本事項を取り上げ、下記（2）のとおり改善を要望する。

日本政府は、2006年度に取り上げた日本製テレビカメラシステムのアンチダンピング調査について、我が国の要望を踏まえ、2007年7月、欧州委員会が調査手続きの中止及び既存のアンチダンピング課税の撤回を決定したことを評価する。

#### (2) IT製品への課税【EC】

##### (イ) パソコン用液晶モニター

欧州委員会は、DVI（Digital Visual Interface）端子付きパソコン用液晶モニターを「ビデオモニター（CN8528.59.10 もしくは CN8528.59.90）」に分類し、一時的な関税賦課停止措置の対象製品を除き、14%の関税を賦課している。DVI端子付きパソコン用液晶モニターは、DVI端子によりごく一部DVDビデオ再生機器と接続が可能となる側面はあるが、当該製品の技術・構造上の特性に基づき、専ら又は主として自動データ処理システムに使用する種類の製品と考えるべきである。日本政府は、欧州委員会に対し、DVI端子付きパソコン用液晶モニターを、DVI端子が付いていないパソコン用液晶モニターと同様に無税とすることを求める。

### **(ロ) デジタル複合機**

欧州委員会は、1分間に12枚を超えるコピー性能を備えたデジタル多機能複合機（ファックス、プリンター、スキャナー、コピー）をCN8443.31.91に分類し、6%の関税を賦課している。日本政府は、欧州委員会に対し、コピー性能によることなくデジタル複合機を無税とすることを求める。

### **(ハ) セット・トップ・ボックス**

欧州委員会は、2007年3月、録画機能付きセット・トップ・ボックスを、ビデオ機器としてCN8521.90.00(13.9%)に分類されるとする注釈（Explanatory Note）を決定したと承知。当該注釈は未だ公布されていないが、EU加盟国税関の一部は同注釈に沿って課税を開始していることから、同注釈はすでに一定の効果を有している。日本政府は、欧州委員会に対し、録画機能付きセット・トップ・ボックスを無税とすることを求める。

### **(ニ) インクカートリッジ**

インクジェットプリンター用のインクカートリッジをEU域内に輸出する際、インクとしてCN3215.90.80に分類され、6.5%の関税が賦課されている。インクカートリッジは、当該製品の技術・構造上の特性に基づき、プリンターの部分品であると考えべきである。日本政府は、欧州委員会に対し、インクカートリッジを無税とすることを求める。

### **(3) 海上コンテナ貨物情報の船積24時間前事前通知【★、EC】**

EUは、テロ対策の一環として、海上貿易に関し、米国と同様の船積24時間前事前通知制度を2009年7月から実施する予定と承知している。同制度は、欧州理事会規則648/2005（EC関税法）及び欧州委員会規則EC/1875/2006に基づき、EU域内に輸出される国際海上コンテナ貨物について、その貨物情報を出発港で船積24時間前までに、輸出地の税関に提出することを義務付けるものである。この新たな制度の導入により、我が国からEU域内への物流効率が著しく低下し、事業者に大きな負担が生じることが懸念される。日本政府は、欧州委員会に対し、本件制度導入が日・EU間の円滑な貿易に与える否定的な影響を最小限にするため、制度実施前に日本政府当局と十分に協議を実施し、船積24時間前事前通知制度の要件緩和・適用免除等、適切な方策を取ることを求める。

## 4. 情報・知的財産権

### (1) 総論【EC、加盟国】

日・EU首脳は、2007年6月の首脳協議の際に「知的財産権の保護と執行に関する日EU行動計画」に合意し、特許権、著作権、商標権、模倣品・海賊版対策等の課題に共同で対処していくことを決定した。このことは、日・EUがともに先進的な知識集約型経済として、知的財産権に関する利害を共有していることを表している。

この内、特許については、近年認識が高まっている国際的な特許制度調和の重要性を強調し、右実現に向けた日・EU間の協力が進展することを期待する。昨年度対話以降の進展については、欧州特許取得にあたっての翻訳コスト問題（ロンドン合意）について、2007年、フランス上院下院が批准を承認したことを歓迎する。さらに、「特許審査ハイウェイ」について、2007年7月に日英間の試行プログラムが開始されたこと、及び日独間で試行プログラムを開始する見込み等、欧州各国が前向きな動きを示していることを歓迎する。同時に、右進展を踏まえ、欧州特許庁が本プログラムに参加することを期待する。更に、イタリアにおける日本製コンテンツの海賊版被害について、2007年5月、我が国関係団体（ACCS：コンピュータソフトウェア著作権協会）がイタリアの著作権保護団体SIAEと、情報交換等を目的とした協力覚書に合意したことを歓迎する。同時に、日本製コンテンツの海賊版被害の取締りに関し、引き続き伊当局、欧州委員会等が積極的に取り組むこと及び我が国関係当局に対し右被害状況に関する適切な情報提供を行うことを要請する。

上記進展を踏まえ、日本政府としては、本年度は以下の事項について具体的な要望を行うこととする。

### (2) 欧州における特許制度の改善

#### (イ) 基本的考え

欧州における特許制度には、欧州各国における特許制度と、欧州特許庁が主管する欧州特許制度があり、EU全加盟国を対象とする共同体特許制度の創設が検討されている。共同体特許制度は、EU全加盟国に共通する単一の特許権を設定するのみならず、各国特許制度及び欧州特許制度と併存するものであり、

日本政府としては、EU単一市場においてより効率的にイノベーションを促進する環境を創出するために、共同体特許制度の早期成立を要望する。

また、より現実的な課題として、現存する欧州における特許制度、すなわち欧州特許の改善も必要である。欧州委員会は、右改善に関し、2007年4月にコミュニケーション（COM(2007)165）を出し、ビジョンを示した。右文書によると、特許制度の改善がイノベーションにとり重要であり、欧州の特許制度に関する問題として、①特許取得コストが日米に比較して高いこと（欧州13か国の欧州特許取得コストは、日本での取得コストの13倍、米国での取得コストの11倍）、②特に、翻訳コストを減らし、裁判管轄の面で法的確実性を高める必要があること、③審査速度を向上する必要があること、④審査結果の相互利用のような特許当局間の協力が重要であること等を指摘している。

日本政府は、このような欧州委員会のビジョンを共有する。同時に、欧州委員会が、こうしたビジョンを実施する過程において、高い透明性を維持すること、具体的には、我が国政府、企業関係者を含む域外ステークホルダーへの密な情報提供、検討プロセスへの開かれた参画を確保することを要請する。

上記認識を踏まえ、日本政府は、本年度の優先事項として、欧州委員会及び関係EU加盟国に対し、①国際的な特許制度調和、②特許制度の統一、③特許翻訳コストの低減、及び④司法制度の改善に関する具体的要望を行う。

#### （ロ）国際的な特許制度調和の実現【★、加盟国、EC】

企業活動がグローバル化し、国際出願が増大する中で、円滑な権利取得を推進するには、特許制度の国際的な調和が重要である。

制度調和の試みは、WIPO（世界知的所有権機関）において1985年から検討が進められている。WIPO内での立場の不一致への対処として、2005年以降は、主要な項目に絞って、日米欧等を中心に検討が進行中である。

本件は2007年に入ってから前向きな進展があった。米EU首脳協議（2007年4月。「米・EU大西洋経済統合推進枠組み」）、日・EU定期首脳協議（同6月。「知的財産権の保護及び執行に関する日EU行動計画」）、G8サミット（同6月。「世界経済における成長と責任」といった首脳レベルの会合において、国際的な特許制度の調和の重要性が確認された。また、ビジネス界首脳からは、日EU・ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル（2007年6月3日。「競争

と持続性のための協力」)において、特許制度の国際調和の推進が強く要請された。

特許制度調和が実現すれば、ユーザーにとって各国における特許取得の予測性と法的安定性が高まり、コスト削減にもつながるなど、グローバルな事業展開をする日EU双方の産業界にとってもメリットは大きい。また、欧州においても、2008年に欧州特許庁が制度調和に関する先進国会合を主催する予定と承知している。日本政府は、欧州委員会が加盟国と協調し、国際的な特許制度調和の実現に向け積極的に議論を主導していくことを要請する。

#### (ハ) 特許制度の統一（共同体特許の早期成立）【EC】

2003年3月のEU閣僚理事会において、EUの特許権に関し各国毎の特許権保護制度と並立する共同体特許制度の創設に向けた政治的合意がなされたが、右以後、関連EU規則案は未だ採択されていないことは遺憾。

共同体特許導入により欧州における特許を統一することにより、欧州での特許出願、更新におけるコストが削減されるほか、欧州における特許取得及び訴訟に関する手続が迅速化・簡素化されることで、EUのみならず日本を含むEU域外の出願人の手続き負担の軽減が期待される。

こうした中で、欧州委員会は、2006年1月から3月末まで、共同体特許採択のためのモメンタムを得る目的で「将来の特許政策に関するコンサルテーション」を実施した。右に対し我が国は、共同体特許制度の早期設立を要請する旨の意見を提出した。2007年4月、欧州委員会は、右コンサルテーションの結果を踏まえ、「欧州特許制度の改善に関するビジョン」と題するコミュニケーションを欧州議会及び閣僚理事会に提出した。右では、全体的なコスト(翻訳、登録料等)を減らし、法的確実性を高めるための解決策として共同体特許の追求が主張されている。

日本政府は、こうした欧州委員会のイニシアチブを歓迎するとともに、共同体特許制度の早期成立を引き続き要請する。また、日本政府は、欧州委員会が、日本を含む域外国の意見をも十分に踏まえた上で検討を進めていくことを要請する。加えて、日本政府は欧州委員会に対し、同制度設立に向けた今後の取り組みの見通しを提示するよう要望する。

#### (ニ) 特許翻訳コストの低減

**（欧州特許に関する翻訳提出義務の低減を目的とした「ロンドン合意」の発効及び普遍化）**

**【EC、未批准国（アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、キプロス、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、スロバキア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、リトアニア、ルーマニア）】**

現行の欧州特許条約（EPC）第65条1項によると、欧州特許条約（EPC）加盟国は、欧州特許の出願人に対して、欧州特許庁（EPO）により特許が付与された場合、右明細書を、特許保護を希望する国の公用語（EPC32か国における各々の公用語）に翻訳するよう義務を課することができる。そのため、日本企業を含む特許出願人にとって、高い翻訳コストが大きな負担となっている。また、この制度は、欧州特許の手続きをより複雑にし、遅延させることで、欧州特許の利用・普及を妨げる一因となっていると考えられる。

2000年10月17日、欧州特許条約（EPC）加盟国である英仏独その他7か国（オランダ、モナコ、ルクセンブルグ、スイス、スウェーデン、デンマーク、リトアニア）は、欧州特許に関する翻訳提出義務の低減を目的とした「ロンドン合意」（正式名称：「EPC第65条の適用に関する2000年10月17日の合意」）を採択した。本合意は、英・仏・独3か国を含めた8か国以上のEPC加盟国の批准により発効する。既に英・独を含む11か国が批准を完了しており、仏においては、2007年に上下両院で承認され、近く批准される見込みとなった。

他方、我が国は、依然として、イタリア、スペインをはじめとする20か国の加盟国が未批准である点を指摘したい。この内、スウェーデン、デンマークは国会手続きを終え、批准待ちの状況と承知するところ、右取り組みを歓迎する。ロンドン合意の普遍化のためには、右未批准国の批准が必要であるところ、一層の取り組みを期待する。

2006年10月にラハティにて行われたEU非公式首脳会合においても、ロンドン合意の有益性について言及がなされたと承知している。日本政府は、上記20か国の当該未批准国がロンドン合意の国内批准手続きを早急に進めることを要請するとともに、右各国に対し、今後の批准に向けた見通しを伺う。

**（ホ）司法制度の改善**

**（欧州特許訴訟協定（EPLA：European Patent Litigation Agreement）の早期発効）**  
**【加盟国、EC】**

欧州特許訴訟協定（EPLA）は、欧州における司法システムの調和（harmonisation）の一環として、現在国毎に異なっている欧州特許（欧州特許条約（EPC）に従い権利付与される特許）の訴訟制度を統一し、特許保護の効率性と法的安定性を高めることを目的として、1999年より欧州特許庁（EPO）において検討が進められている。一方、欧州委員会は、2007年4月に公表したコミュニケーション（COM(2007)165）にて、欧州特許のみならず共同体特許も対象とした統合的な特許訴訟制度を提案したと承知。

EPLAは、欧州特許により高い法的安定性を与え、訴訟における手続簡素化とコスト削減を実現させるため、EU企業のみならず日本企業を含む域外国企業の活動に資する。日本政府は、将来の課題として、共同体特許の早期成立を要請する一方で、右進展状況に左右されることなく、欧州において効率的かつ安定的な特許司法制度を一日も早く実現する観点から、EPC加盟国であるEU各国、及び欧州委員会が、EPLAの早期発効に向けて一層の協力を行うことを要請する。同時に、右発効に向けた今後の取り組み予定について伺いたい。

### （3）デジタル化に対応した著作権保護

#### EUにおける著作権補償金制度の改革

【EC、関係加盟国（イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ラトビア、リトアニア、ルーマニア）】

著作権補償金制度は、アナログ複製機の時代に、著作物の私的複製に対する補償の手段として導入された。しかし、近年、デジタル技術の発展に伴い、著作権補償金の対象の多くはデジタル機器・媒体となっている。こうした技術進歩に適切に対応するために、世界各国で著作権補償金制度の見直しを含めた検討が進行中である。

また、複写に係る著作権補償金の賦課対象及び補償額の決定にあたり、関係者間で十分な合意が得られていないケースがあり、著作物複製を目的として使用されている割合が極めて低い機器や、技術進歩に伴い低価格となっている機器に対して、不合理に高額な著作権補償金が賦課されているとの指摘がある。

こうした中で、欧州委員会は、私的複製に対する補償制度の域内調和化に関するロードマップ（2006/MARKT/008）を作成し、欧州委員会が今後の政策オプシ

ョンとして、加盟国に対し、代替的な保護手段としてのデジタル著作権管理（Digital Rights Management：DRM）技術の有用性、及び著作権補償金の適用・徴収・配分に関する透明性の確保に関するガイダンスを示すことを提案している。

日本政府は、欧州委員会による取り組みにより、著作権者・著作権団体、機器・媒体製造業者及び消費者にとって公平かつ透明な補償金制度が実現されることを要望する。なお、日本政府は、2006年度要望に対するEU側の回答は、①2004年からの現行指令見直しプロセスについての欧州委員会からの十分な情報提供・説明がない点、②著作権補償金制度を実施している関係加盟国からの回答提出がない点を理由として、満足できるものと考えていない。そのため、日本政府は、欧州委員会及び関係加盟国が、本年度要望に対する十分かつ詳細な回答を提出することを要望する。

#### （４）補修部品に対する意匠権の保護の存続【EC】

EUでは、2004年以来、意匠の法的保護に関するEU意匠指令（98/71）第14条を改正し、補修部品に関する意匠保護を否定する提案（COM(2004)582final）が検討されてきた。これに対し、日本政府は、2005年度等の累次提案書において、自動車用補修部品に関する意匠保護の存続を要望してきた。最近、2007年11月20日に、右改正案が欧州議会の第一読会で採択されたと承知するところ、日本政府は、補修部品に関する意匠権の保護を通じて適正かつ十分に投資が回収されるべきとの立場から、本件検討プロセスに積極的に関与していきたい。そのため、日本政府は、本年度提案書において、下記のとおり、補修部品に関する意匠保護の維持を要望する。

自動車産業等、極めて高度な品質かつ高い安全性を要求される産業分野では、意匠分野を含む開発投資は長期的かつ大規模に行われているため、右に見合った程度の十分な報酬が保証されなくてはならない。このような保証は、長期的には、企業の開発投資を支援することでイノベーションを推進し、結果、消費者を含む市場全体の利益に資するものとする。また、製品の多様化・差別化の進行を背景に、意匠を開発する企業はより多くの投資を要求されてきている。このような理由に基づけば、EU側が説明するように、新車に対する意匠を保護するだけで、適正かつ十分な投資回収が確保できるか否かについては、更なる慎重な検討が必要であると考えられる。

日本政府は、上記理由に基づき、全ての補修部品について意匠の保護を否定す

る点は合理的でないと認識する。については、日本政府は、EUが、重要なステークホルダーの一つである我が方の要望を十分に考慮した上で本件検討プロセスを進めること、及び、透明性の確保の観点から、最近の審議経緯及び今後の見通しに関する詳細な情報提供を行うことを要望する。

## 5. 海洋政策

### (1) 欧州委員会の海洋政策【EC】

#### 【総論】

欧州委員会は、2005年11月に諸基準を満たさない船舶の管理強化を目指した海上安全に関する7本の指令を提案したほか、2007年6月に「海洋政策に関するグリーン・ペーパー（SEC(2006)689）」を公表し、海運、海洋産業、沿岸地域、エネルギー、漁業、海洋環境等の分野を横断的に取り扱う包括的な海洋政策の策定の意図を明らかにした。

海洋国家である日本としても、海上安全の確保等は重要な関心事である。また、日本においても2007年7月に海洋基本法が施行され、これにより海洋担当大臣が新設され、我が国の海洋政策は一元化されつつある。このような背景から、我が国はEUの海洋政策の統合の動きに注目しており、日本政府としてのコメントを伝達してきたところである。

これに加え、本年10月、欧州委員会は、いわゆるブルー・ペーパー（COMMUNICATION FROM THE COMMISSION An Integrated Maritime Policy for the European Union）（COM(2007)575）及び付属文書（COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT (SEC(2007)1278)）を発出し、EUの海洋政策統合への具体的な方向性とその実現に向けての作業計画を打ち出した。日本政府は欧州委員会に対し、①国際的な海洋の法的秩序は、海洋の利用や航行の自由の確保、海洋環境の保護や生物資源の保存等様々な要請を満たすべく、微妙なバランスの上に成立しており、EUの海洋政策の統合が過度な沿岸管理強化となり、国際的な海洋の法的秩序と相反するものとなってはならないこと、また、②EU加盟国の領海及びEEZにおける船舶の海上航行、EU加盟国の港湾へのアクセス等において、日本をはじめとするEU域外国の商船隊に対する差別的な新たな法的規制を意図するものであってはならないことを確保するよう引き続き要望する。

#### 【個別事項】

#### 海上安全に関する指令パッケージ

船級協会が関連基準を適切に審査した上で国際船舶保安証書を発行しているか否かを評価する手段として、欧州委員会の審査官が証書の発給を受けた船舶へ

乗船する制度について、仮に乗船場所としてEU域外国の主権が及ぶ領域をも念頭に置いているのであれば、この制度を担保する規定（船舶検査に関する改正指令案第17条）の名宛人が船級協会であったとしても、その効果は事実上、執行管轄権の域外適用となる可能性があること等についてEU側の説明を求めてきているが、未だ回答に接していないので、日本政府は欧州委員会に対し説明を要望する。

ブルー・ペーパー（注：COM=COM(2007)575、SEC=SEC(2007)1278）

海洋の持続可能な利用に関し、海洋関係活動の持続的な成長を達成するためには、海洋の健全なエコシステムを脅かさないことを確保することが重要である（COM4.1.）との点については、我が国としてこれに同意するものであり、また、海洋の持続可能な利用にとって障害となる規制のリスト作成を通じて規制の簡素化と合理化を図るとの欧州委員会の意図（SEC2.2.）については、我が国を含めたEU域外国にも裨益する可能性があるものとしてこれを歓迎する。

欧州委員会は、国家管轄権外地域における海洋生物多様性に関する国連海洋法条約（UNCLOS）の実施協定を提案する（COM4.4.、SEC7.4.）としている。我が国としては、国家管轄権外における海洋保護区の設置については、設置の目的や措置の内容等が、科学的根拠及び国際法との整合性の観点から、詳細かつ慎重に検討される必要があると考えており、2008年の第2回「国家管轄権外における海洋生物多様性作業部会」において国際法の専門家も交えて議論される予定であるところ、同作業部会において、EU側が、UNCLOS実施協定についての具体的内容とその必要性について説明の上、十分議論を尽くすことを要望する。

船舶由来の汚染の削減、温室効果ガスの削減については（COM4.1.、SEC4.5.）、第三国に対し一方的に新たな負担を課すことなく、欧州委員会が述べているとおり、域外国を含めた利害関係者との協議を十分行うとともに、IMO（国際海事機関）等の国際的な場で十分な議論を行うように要望する。

欧州委員会は、EU域内における海上輸送に関する行政・税関手続を簡素化することにより、海上輸送の発展を図るとともに、港湾の多様な役割と広範なロジスティクスを勘案しつつ新たな港湾政策を提案するとしている（COM4.1.）。これらの提案が、航行の自由を重視している日本をはじめとするEU域外国の商船隊にとって、差別的な新たな法的規制や手続の複雑化をもたらさないことを確保するよう要望する。

## その他

船舶解撤（リサイクル）に伴う環境問題（COM4.1.、SEC4.6.）については、日本政府は、独自の地域規制ではなく、現在IMOが準備を進めている関係条約（シップリサイクル条約）が早期に採択されることが有効な解決方法であると考えており、IMOにおける検討の中でEUとも協力していきたい。また、欧州委員会は、開発途上国に対する技術支援の可能性、船舶解撤に関する研究の促進等に関する「船舶解撤に関するコミュニケーション」を2008年半ばに提示するとしているところ、日本政府は欧州委員会に対し、我が国を含む利害関係者が右コミュニケーションに意見を表明できる機会を然るべく設けることを要望する。

## 6. 環境

### (1) 総論【E C、加盟国】

日本政府は、環境問題に先進的に取り組んでいるEUの姿勢を評価しており、リサイクル問題等、環境分野における多くの課題に関し、EUと同様の問題意識を共有している。他方、EUが行う環境分野における規制は、日本を含むEU域外企業に大きな影響を与え得るのみならず、EUがリスボン戦略に基づき取り組んでいる欧州の経済競争力の強化に対し無視し得ない影響を与え得るものである。したがって、環境関連の規制については、環境面において達成しようとする目的と、企業による経済活動や国際貿易・投資に与える影響の間で適切なバランスが図られるよう配慮すべきであると考えている。

このような考えに基づき、日本政府はEUに対し、環境分野における規制が企業にとって過度に負担となり、健全な経済活動の阻害要因、あるいは貿易障壁となることのないよう引き続き要望する。

また、特に近年施行された新たな規制について、不明瞭な定義や適用範囲、運用細目規定作成の大幅な遅延等の問題が散見され、規制施行後においても、そうした問題が要因となり対応に苦慮する我が国企業も少なくない。また、法令解釈や運用が不明瞭である、あるいはEU加盟国間及び国内の関係機関間において統一されていないことに起因する混乱も経験している。については、日本政府は欧州委員会に対し、これらの障害を抜本的に解決するため、規制の施行日までに十分な余裕をもって運用細則規定を策定・公表し、また、すべてのEU加盟国における統一的な規制の運用と適用を確保するべく特に尽力するよう要望する。また、各加盟国に対しては、EU規制に限らず、環境関連許認可等を含む国内規制の手續の簡略化、円滑な運用を確保するよう併せ要望する。

### (2) 個別案件【E C、加盟国】

#### (イ) パブリック・コンサルテーション制度の運用の改善 ★

パブリック・コンサルテーション制度に関し、欧州委員会は、2002年に一般原則と最低基準に関するコミュニケーション（COM(2002)0704）を策定し、また、2006年に「欧州透明性イニシアティブ」に関するグリーンペーパー（COM(2006)194）を発表し、最低基準に関し利害関係者に対し意見を求めることとなり、更に2007年3月に右グリーンペーパーのフォローアップに関す

るコミュニケーション(COM(2007)360)を公表したところ、本件制度の整備と円滑な運用に関する欧州委員会の努力を歓迎する。

他方、特に環境分野の法制化プロセスにおいては、パブリック・コンサルテーションで提出されたすべての意見の公開及び意見に対する回答の公開が実施されていない例や回答や公開が非常に遅延している例（一例を挙げれば、CO<sub>2</sub>規制案に関するコンサルテーション（[http://ec.europa.eu/reducing\\_co2\\_emissions\\_from\\_cars/consultation\\_en.htm](http://ec.europa.eu/reducing_co2_emissions_from_cars/consultation_en.htm)）で日本自動車工業会（JAMA）のコメントが公開されているが、回答の公表が遅れている）がみられることを指摘したい。したがって、日本政府は欧州委員会に対し、上記2007年のコミュニケーションにも記述されているとおり、特にウェブサイトを通じたコンサルテーション基準の適用の強化と改善により、法制化プロセスにおける透明性と公平性を一層確保するよう要望する。

#### （ロ）REACH（化学品規制）

REACHは、2007年6月に施行され、欧州委員会は、2008年の本格的な運用に向け準備を進めているところ、総論で述べたとおり、すべてのEU加盟国における統一的な規制の運用と適用を確保するよう要望する。加えて、日本政府は欧州委員会に対し、具体的事項として特に以下を要望する。

- ・ REACH規則のガイダンス文書（特に産業界向けのRIP3シリーズ）作成の進展が、当初予定より遅れていることを懸念している。明年6月からの予備登録以降、本登録への具体的な対応が必要となるが、欧州委員会が適切なガイドラインを適時に提供しない場合には、域外企業の準備が間に合わず、混乱を来し、REACH規則に適切に対応することができない恐れがあるところ、ガイダンス文書の作成に早急に取組むこと。
- ・ ガイダンス文書の作成に当たっては、例えば物質・調剤と成形品の区分、意図的放出物質の明確な定義と具体例、登録義務物質免除の基準など、その内容次第では各国の産業界が大きな影響を受ける場合もあり得るところ、かかる事項の内容を決定する以前に、域外国関係者に対しコメントを提出する機会を然るべく与えること。
- ・ 欧州委員会において、REACH規則の申請料金の規則案が検討されているが、料金体系、請求根拠、金額の算定基準が不明確である。したがって、これらの情報を開示するとともに、料金体系については、貿易・流通の阻害要因とならず、事業者に対する過度の負担とならないレベルを確保すること。
- ・ 域外企業が登録の準備をする際に利用する「唯一の代理人（Only

Representative) 」について、特に中小企業など、EU域内に現地法人を持たない多くの我が国企業は、信頼できる代理人が確保できるかどうかに関し懸念を有している。明年6月からの予備登録を控え、現状のままでは、かかる企業が適切な代理人の確保ができないという理由をもって経済活動が阻害される可能性が排除されないところ、域外企業に不利益が生じることを回避すべく、欧州委員会は、質的・量的に十分な「唯一の代理人」の確保のためのサポート体制（代理人の人材育成や信頼のおける代理人となり得る会社・事務所の公表等）の確立に取り組むこと。

- ・ REACH規則第33条「成形品に含まれる物質に関する情報伝達の義務」によると、成形品の供給者は当該成形品に含有される高懸念物質リストに掲げられた物質名等を含めた情報を、消費者から情報提供を求められた日から45日以内に情報提供をしなければならない旨規定されているが、成形品やリスト化された物質によっては、上流サプライヤーに改めて原材料成分の確認を行う必要が生じ、短期間で情報提供に応じることは現実的に困難であることから、欧州化学品庁への成形品中のリスト物質の届出（第7条2項）の期限（2011年5月末）以降に適用されるよう、猶予期間を設けること。

#### （ハ）RoHS指令（電気電子機器に関する特定有害物規制指令）

RoHS指令は、2006年7月に施行され、既に各EU加盟国で運用されているが、総論で述べたとおり、すべてのEU加盟国における統一的な規制の運用と適用を確保すべく尽力するよう要望する。日本政府は欧州委員会に対し、特に以下を要望する。

- ・ RoHS指令の見直し等により、適用除外を廃止する場合は、代替技術の導入のための製造プロセスの変更や代替技術の信頼性の確認のために必要となる期間の設定が必要となるため、十分な移行期間を設定すること。
- ・ RoHS指令の見直し等により、適用除外が廃止された後も、当該物品のスペアパーツについては適用除外を継続すること。具体的には、スペアパーツの適用除外の範囲については、「RoHS指令施行前に上市された商品」に、「上市した時点でRoHSの要求事項に適合している商品」も加えること。
- ・ RoHS指令に「上市」の定義が規定されておらず、EU加盟国毎に「上市」の定義・解釈が異なるため、商品の搬入国と販売国において異なる言語でそれぞれ適合証明書の提出を求められるなど、不必要と思われる対応を強いられている。RoHS指令における「上市」の定義を明確にするとともに、EU加盟国間の差異を是正する仕組みを形成すること。
- ・ RoHS適合証明の方法について、各国別に異なった適合証明の方法を求められることは、同一の目的のために重複した作業が発生し、多大な時間と費

用の無駄が発生するため域内で統一されたガイダンスを策定すること。なお、既に発行されている英国 DBERR (Department for Business, Enterprise and Regulatory Reform) のガイダンスは、内容が明確であること、他に類似のガイダンスが存在せず、日本企業を含む多くの企業が同ガイダンスを参照しているとの実態を踏まえ、同ガイダンスをソースとして統一的なガイダンスを策定すること。

- ・ 市場シェアの拡大等のインセンティブがなければ代替技術の研究開発は行われず、コスト高になる代替技術は導入されない。RoHS 指令の規制対象物質の代替を促進するためには、適用除外及び適用除外廃止について明確なルールを具体的に明示すること。また、省エネルギー、リサイクル性等に画期的な効果のある製品や生産方法等の開発のインセンティブを失わないように、新商品の適用除外審査についてもルールを定め明示すること。

## (二) WEEE 指令 (電気電子機器のリサイクル指令)

WEEE 指令は、2005年8月に施行され、既に各EU加盟国で運用されているが、総論で述べたとおり、すべてのEU加盟国における統一な規制の運用と適用を確保するべく尽力するよう要望する。特に、域内国の指令の解釈 (例えば fixed installations、large-scale stationary industrial tools (大型据え付け型産業用工具) という用語の定義) に差異が生じ、規制対象の範囲が異なることにより特定の製品が対象に含まれる国と含まれない国とが存在するため異なる対応を強いられているのが実情である。したがって、日本政府は欧州委員会に対し、これらの国別の差異を是正する仕組みを形成するよう要望する。

## (ホ) EUP 指令 (電子電気機器等のエコデザインに関する枠組指令)

本件については、昨年度、EU側より回答が提示されたが、その後、具体的な進展がみられていない。ついては、日本政府は欧州委員会に対し、実施規定、整合規格等の策定には透明性を確保すること、また、整合規格、対象機器の試験方法及び製品使用方法については、国際規格や既存枠組みとの整合性を確保することを引き続き要望する。

## (へ) 温暖化ガス規制案の関係指令である車両用エアコン指令案

日本政府は、欧州カーエアコン冷媒規制について2006年度も要望しているが、改善がみられないことを指摘したい。本件に関するEU側の回答は、概略、

①53g/年の漏れ量の評価結果によっている、②HFC134aを禁止する理事会、欧州議会の決定を欧州委員会が修正することはできない、③評価測定は、HFC134aが未だ許可されている間に実施され、当該指令案は冷媒漏れのみに関するものである、④適切な代替冷媒が近い将来、市場に流通する、というものであるが、EU側の主張は、未だ確立されていない評価方法による結果を採用するなど、脆弱な科学的根拠に基づくものであり、冷媒漏れの科学的測定方法について国際的に検討が行われている中で、結論を先取りしているとの観があることは否めない。

したがって、EU側の回答において、環境に対する冷媒の影響の測定方法に関する国際調和基準が確立されれば、オープンなマインドで右基準を審査するとしているところ、EU側に対し、2006年度の要望に引き続き、以下の3点を強く要望するとともに、EU側の考え方を提示し、検討結果を然るべく日本政府に報告するよう要望する。

- ・ 欧州カーエアコン冷媒規制については、欧州委員会が実施した環境評価で、車両使用時の冷媒自然漏れ量は53g/年となっている。しかしながら、欧州自動車工業会（ACEA）、日本自動車工業会（JAMA）のフィールドテストでは、8～12g/年との結果が出ている。環境影響を考える上では、冷媒漏れによる温暖化のみならず、エアコン使用時の消費動力に起因するCO<sub>2</sub>排出量にも考慮した総合的評価が必要だが、これまで環境評価については統一的な手法がなく、各国、各団体が各々のやり方で実施されていたのが実情である。このため2007年7月、第8回SAE代替冷媒システムシンポジウムにおいて、SAE、日本自動車工業会（JAMA）より「代替冷媒の環境（LC<sub>2</sub>P）評価の調和」を提案し、日米欧の関係者の合意が得られたところ、EU側に対し、合意が得られたLC<sub>2</sub>P評価方法による環境評価を再実施するよう強く要望する。
- ・ エアコンシステムについては、上記のとおり、SAEのシンポジウム等を通じ、日米欧の関係者間において国際調和を進めている。EUにおいても、エアコンシステムの変更に関しては、経済負担や消費者へのサービス性確保も配慮し、冷媒の2極化（EU向けとその他地域向けでの互換性のないシステムの併存）を招かないよう、国際調和に配慮するよう要望する。
- ・ 自動車のCO<sub>2</sub>規制の補完的措置として検討されているエアコンシステムの効率向上については、現在、日米欧の関係者において、代替冷媒の技術検討が継続中であり、EUに対し、その検討結果を十分考慮するよう要望する。

#### （ト）欧州燃費基準の法制化に対する要望 ★

地球温暖化問題への対応として、現在、欧州委員会が自動車の燃費基準の法制化作業を行っており、2007年中もしくは遅くとも2008年半ばまでに法令案を作成するとしている。これに関連し、我が国においては、運輸部門のCO<sub>2</sub>削減のために、燃費基準の導入のみならず、燃料対策・交通対策・インセンティブの導入等を含んだ総合的な対策を講じており、奏功している。また、燃費基準についても、産業界に過度の負担を強いることなく、すべてのクラス車において燃費改善を促し、かつ、メーカー間の公平性を保つ制度となっている（我が国の取組の概要については、2007年8月、日本国EU代表部を通じて欧州委員会に説明済み）。

日本政府は欧州委員会に対し、燃費基準に関する法案作成において、こうした我が国の取組を参考に、公平かつ実効性ある制度設計を行うことを要望する。

#### **(チ) 特定フロン温室効果ガスに関する規則「Fガス規制 (Regulation on certain fluorinated greenhouse gases)」 ★**

EUのFガス規則は、2006年6月に公布され、2007年7月4日より施行（禁止措置が開始）されているが、公布より1年半近く経過しても、2007年10月12日のFガス規制委員会で漏洩チェックやラベルのフォーマット等のドラフトが採択されただけであり、未だ公式な運用細則が定められていない。その結果、EU企業と取引のある日系企業は対応に苦慮している。したがって、日本政府は欧州委員会に対し、具体的には特に以下の事項について、速やかな対応を要望する。

##### **・第3条「封じ込め」**

本規則において、漏れ検査への要求事項を「2007年7月4日までに欧州委員会が12条2項の手続きに従って定める」とされているが、上述のとおり、具体的な検査手順の施行時期は未定のままであり、その結果、規制で要求している定期的な漏れ検査も実施されておらず、Fガス規制の最大の目的（冷媒漏れの最小化）を達成するための第一ステップが実施されていないところ、速やかに具体的な手順を定めるとともに、施行に当たっては十分な猶予期間を設定すること。

##### **・第5条「訓練と認定」**

本規則において、人員の訓練プログラムと認定についての必要最小要求事項を「2007年7月4日までに欧州委員会は定める」及び「メンバー国は2008年7月4日までに上記必要最小要求事項を基に、自国の訓練と認定の要求事

項を定める」とされているが、これらについては2007年12月7日のFガス規制委員会で論議開始の予定であり、必要最小要求事項の正式発効時期が未定のみであるところ、速やかに策定すること。

#### **(リ) 建築物のエネルギー性能に関わる指令「EPBD (Energy Performance of Buildings Directive)」 ★**

2003年1月に施行されたEPBD指令(2002/91/EC)においては、2010年までに新築及び既存ビルを対象として、消費エネルギーの約22%を削減するとの目標を掲げているが、それを実現する枠組みとして、加盟国の国内事情を配慮して、2006年1月4日までに指令の要求を満たす国内法の施行や制度の整備を義務付けている。ただし、第7条の「エネルギー性能評価証書」、及び第8～9条の「ボイラー・空調システムの検査」に関しては、専門家の養成に時間を要することから、追加的に更に3年間施行を延期することが認められている。こうした中、既に10ヶ国がEPBDを国内法制化しているが、デンマークなどの一部のEU加盟国を除き、第7～9条については制定を延期している。制定を延期しているEU加盟国にあっては速やかに制定するよう要望する。

また、欧州標準化委員会(CEN)では、EPBD指令の円滑な履行をサポートするために、エネルギー使用等に関する計算方法、評価・認証・表示方法、検査方法等に関する規格化を5つの技術委員会が検討しているが、いずれも技術委員会のメンバー国の国家機関の裁量に委ねられている度合いが大きく、本指令の性格上、各EU加盟国でエネルギー性能改善に関する対応がまちまちである。このため、製品のアプリケーションに対する考え方が異なり、仕様面で仕向け国に対する個別対応の必要性が出てくるのではないかと懸念される。したがって、日本政府はEU側に対し、国あるいは地域毎の規格が異なるとすれば、企業としてこれらに個別に対応することは極めて困難であるところ、EU域内で統一的な規格を策定するよう要望する。

#### **(ヌ) 欧州委員会の建材の耐火炎性能の等級に関する指令の施行決定の改定決議案 ★**

欧州委員会の建材の耐火炎性能の等級に関する指令(89/106/EEC)は、火災時の安全性を確保するために建材の試験方法を定めている。2005年、欧州委員会は、当該指令の趣旨に基づき、塩化水素等の酸性ガスが発生した場合、避難が困難となって死に至ることを防ぐことが目的として、塩ビ被覆電線を新

たに規制対象とした。

しかしながら、実験データによれば、火災時に塩化水素で避難が困難となるより前に、一酸化炭素、あるいはシアン化水素が致死レベルを遙かに超えており、塩化水素による incapacitation が現実の問題となるとは考えられない一方、むしろ塩ビは、自己消火性にすぐれ、発火や着火を防ぐ性質があり、火災のリスク削減に寄与すると考えられている。このため日本政府は欧州委員会に対し、TBT委員会において、酸性度試験の導入は科学的合理性を持たず、いたずらに貿易障壁を築く可能性があるだけでなく、塩ビについて間違った認識を醸成する可能性があるとして、日本側の懸念を伝えるとともに、科学的な根拠の提示を求めてきている。

このような状況の中で、2006年10月27日、欧州委員会は、「建材用途の電線の安全基準」改訂決議案(G/TBT/N/EEC/92)を採択した。日本国政府の懸念は未だ払拭されておらず、日本政府は引き続き欧州委員会に対し、科学的な根拠の提示とこれに基づく調整の機会を設けることを要望するとともに、本件を再検討の上、塩ビ被覆電線に関わる酸性度試験を規制対象外とすることを要望する。

#### (ル) 国土土地利用計画の早期法制化 【★、ギリシャ】

日系企業ユーラス・エナジー・ヘラス社は、ペロポネソス半島南部において2件の風力発電事業の実施を目指しているが、ギリシャ国内の法制度の不備のため、約7年間に亘り事業が凍結している。

本件事業を巡る問題は、同社がギリシャ政府より一旦取得した許認可が旧法適用に基づくとして無効であるとの判決を受けるなど、新しい国土利用計画関連法の未整備に起因しており、この問題の解決のためには、同計画の早期法制化の実現が不可欠となっている。

同計画の法制化に向けたギリシャ政府のこれまで努力は評価するも、右法制化は未だ実現されておらず、本件事業が既に長年に亘り凍結状態となっていることは看過し得ない状況である。本件問題は、投資先としてのギリシャのイメージに関わるとともに、本件事業の成功はギリシャ経済にとって、特に国内のエネルギー供給の面で有益であると考えるところ、日本政府はギリシャ政府に対し、本件事業の認可のための国土土地利用計画の早期法制化に向けて一層努力するよう要望する。

## Ⅱ. 業種別規制

## 1. 情報通信技術（ICT）及び視聴覚メディアサービス【EC】

### （1）総論（日・EUの協力状況）

日・EUは、知識集約型社会への移行に向けた戦略を共有するパートナーとして、また、ICT分野の世界的発展に主要な責任を有するプレイヤーであり、この観点から、日EU・ICT定期協議等において、①ICTの安心・安全な利用、②ICT分野における研究協力等における日・EU間の協力についての当局間の意見交換が継続されていることは有意義なことと言える。

日本政府は、EUが「成長と雇用に向けた欧州の情報社会」（i2010）の目標の下、①視聴覚メディアサービス指令の制定、②電子通信規制枠組みの見直し、及び③第7次研究開発枠組み計画（FP7）を通じたICT研究開発の促進といった試みを進めていることを評価する。

ICT分野における欧州利用者の利便、欧州産業の発展及び我が国を含む外国企業の公正な活動条件確保のため、EUが、本分野における適切な競争環境を維持するために十分な規制を実施しつつ、それが過剰な規制とならないよう絶えず見直し、是正を行っていくことがこれまでも増して重要である。（二）この観点から、日本政府は、①携帯電話及び融合サービスにおける適切な競争環境の確保、②次期電子通信規制枠組みにおける適切な競争環境の確保、③視聴覚メディアサービス指令における日本を含む非欧州製コンテンツの平等な扱いの確保について、EU側の善処を求める。

なお、昨年度要望の内、日本政府は、欧州委員会が、我が国を含む関係者の意見を取り入れ、右新指令案において、非リニア・サービスに対してクォータ制を適用しないとの決定を行ったことを歓迎する。

### （2）各論

#### （イ）携帯電話サービス1：

##### 国際ローミングの円滑化 ★

現行のEU制度上、日本製の携帯電話端末の利用者が欧州域内でローミングサ

サービスの提供を受けるためには、当該端末を取り扱う日本の製造業者が、欧州の認証を取得する必要がある。これは、欧州への日本人渡航者のニーズに対応した便利な端末開発やサービス提供を行う日本の業者に対する過度な規制であり、欧州関連市場への参入に関するビジネス上の障害となっている。

他方、我が国の制度上、欧州の認証を受けた W-CDMA（HSDPA を含む）方式の欧州製第三代携帯端末は、日本の認証手続きなしで日本国内での使用（ローミングサービスの利用）が可能である。

については、日本政府は欧州委員会に対し、消費者の利便性向上による日EU間の人的交流及び投資の活性化、ビジネス環境上の相互主義の観点等から、日本側措置と同様に、欧州域内の電波監理に支障を及ぼさない限りにおいて、日本の認証を受けた携帯電話端末の欧州域内への一時持込み及び使用を欧州での認証を受けることなく可能とするなど、国際ローミングの円滑化に向けたルール作り及びそのために必要な意見交換の実施を求める。

**（ロ）携帯電話サービス 2 :**

**携帯電話国際ローミング料金上限規制の適正な運用 ★**

2007年6月30日に発効した欧州委員会の携帯電話国際ローミング料金規制は、EU加盟国間のローミング通話に係る小売料金及び卸売料金について、各々上限を定めている。

EU域内事業者は、右上限規制の導入によってEU域内価格の値下げを余儀なくされることから、我が国を含むEU域外事業者とローミング関係契約を締結するにあたっては、従来よりも上乗せした料金設定を行う可能性が排除されない。日本政府は、こうした右上限規制の否定的な波及効果に懸念を有している。

については、日本政府は欧州委員会に対し、本件上限規制の実施にあたり、EUの携帯電話国際ローミング市場への参入障壁を下げることで市場をより競争的なものにするとともに、EU域外国の利用者の利益を保護する観点から、EU域内企業によるEU域外企業に対する不当、差別的な料金設定を禁止・抑制す

る競争上のセーフガード措置を含めた適切な措置を講じることを求める。

**(ハ) 新たな通信サービスに関する規制 1 :**

**光ファイバ網に対するアンバンドル規制の適用**

日本政府は、2006年度提案書において、電気通信市場におけるドミナント事業者が既存のネットワークを基礎として新たに光ファイバ等のネットワーク整備を行うにあたり、こうした新規投資に対して、厳格な規制を適用し、公正な競争環境を整備することを求めた。これに対しEU側から、重大な市場支配力が残存する場合は他事業者のアクセスを確保する義務を含めた適切な規制義務をドミナント事業者に対して適用することが可能である等の前向きな回答が得られたことを日本政府は評価する。

2007年11月には、欧州委員会は「関連市場勧告改正」及び「電子通信規制枠組み」(案)において、現行規制を修正し、光ファイバ網を含む新技術を使用したネットワーク網への競争規制の適用に関する言及を行っている。ついては、日本政府は欧州委員会に対し、上記「関連市場勧告改正」の「固定地点におけるネットワークインフラへの物理的卸売アクセス(共有又は完全アンバンドルを含む)」が、光ファイバ等のネットワークへのアクセスを確保する義務も含めた定義となっているのか確認を求める。

**(ニ) 新たな通信サービスに関する規制 2 :**

**FMC サービス提供に関する競争セーフガード措置の適用**

日本政府は、2006年度提案書において、EU内における固定通信・移動通信の連携サービス(Fixed Mobile Convergence : FMC)につき、それ自体は、固定・移動電話の融合を通じて利用者の便益を向上させるものとして歓迎しつつも、同時に、固定通信サービス市場におけるドミナント事業者がその支配下にある移動通信サービス事業者との連携等を通じて、その市場支配力を不当に移動通信サービス市場に及ぼす等の懸念も存在すると考えるため、ドミナント事業者による競争阻害的な市場支配力行使に対するセーフガード措置の整備が必要であると要望した。

これに対しEU側は、2006年度回答において、今後、「固定—携帯市場（fixed-mobile market）」が事前規制の対象となるか否か精査される可能性はあるとしつつも、現時点で加盟国及び欧州委は、固定—携帯市場（fixed-mobile market）は事前規制の対象として認識されないと説明した。更に、2007年11月に改正された「関連市場勧告」においても、ドミナント事業者に対する事前規制が課される市場としてFMCサービスは特定されていないと日本政府は理解している。

しかしながら、実際に、独、仏等のEU加盟国においては、固定通信サービス市場におけるドミナント事業者が、固定通信サービスを提供すると同時に、子会社等を通じて移動通信サービスも提供し、両方に加入している顧客に限定して特別の料金体系を課す等のサービスを行っている。については、日本政府は、欧州委員会に対して、ドミナント事業者による市場支配力の濫用防止の観点から、固定通信分野における市場支配力を不当に移動通信分野に及ぼすことを防止するための適切なセーフガード措置の検討を改めて求める。

#### **（ホ）メディアサービスにおける内外無差別の重要性 コンテンツの国際流通の促進（欧州製番組比率の緩和）**

「国境無きテレビ指令（"Television without Frontiers" Directives）」(89/552/EEC、97/36/EC により改正)第4条1項で規定されていた、「放送時間帯の過半数（majority）を欧州製番組とすることを確保すること」との制限規定は、右を引き継いだ「視聴覚メディアサービス指令案（"Audiovisual Media Services Directive"）」第4条1項でも維持されている。

日本政府は、例年の提案書において、文化の多様性は相互の文化の積極的な交流を通じて実現されるものであり、良質なコンテンツを相互に排除することなく、鑑賞の機会を確保することが日・EU双方の利益となるとの認識に基づき、EU及び加盟国における上記制限的規制の緩和を要望してきた。

EU側は、2006年度の回答において、2005年度回答と同様に、第4条

1項の「実行可能な場合、適正な手段」を引用し、文化の多様性を促進する手段の実施には加盟国の判断に任されている点を強調している。

しかしながら、日本政府が提起している問題は、同条項の実施に加盟国の裁量を与えられているか否かではなく、むしろ、同規定が「放送時間の過半数」を「確保すること」(shall ensure)と加盟国に義務を課すことで、放送時間の比率に関し加盟国に裁量の余地を与えていない点が問題である。同指令第4条3項は、加盟国による実施(achievement)状況の報告、及び実施されない場合の理由説明義務を規定しており、実際、欧州委員会報告(2006年8月)によると、加盟国平均で放送時間の過半数以上が欧州製作品となっている。

そのため、当該制度の存在は、依然として日・EU間の相互の文化交流に対する障害となり得ると考えられる。したがって、日本政府は、累次要望の通り、良質なコンテンツの国際流通の促進を図り、文化の相互交流機会を確保する観点から、本件クォータ制の比率の緩和を引き続き求める。

視聴覚メディアサービス指令案では、欧州委員会が3年ごとに指令の実施状況に関する報告書を欧州議会等に提出し、必要に応じて更なる提案を行うこととされている。日本政府は、欧州委員会が、右過程において、第4条1項の「majority proportion」の廃止又は比率の緩和を検討するよう要望する。

放送サービス全体にクォータを課すのであれば、文化多様性促進の観点から一定の合理性が認められるが、視聴者による選択の幅が十分に確保されているにも関わらず各チャンネルにまでクォータ制を課すことは合理的範囲を超える過剰な規制と考えられる。特に、多くのチャンネルが並存する現状において、衛星放送、CATV及びIPTV等の多チャンネル放送については、指令上、当該サービスを本件規制の対象から明示的に除外するか、加盟国の判断により規制を適用しない等の柔軟な対応を許容することを求める。

## 2, 金融サービス

### (1) 総論【加盟国、EC】

欧州委員会が2005年12月に発表した「金融サービス政策2005-2010」と題された白書に沿って金融サービス分野の統合に向けた動きが見られたことを日本政府は歓迎する。今後とも欧州委員会がEUの金融サービス市場の更なる統合を推進するよう求める。

EU域内のある加盟国で認められた活動、商品、ライセンス等が、他の加盟国でも自動的に認められ、追加的な手続の必要がない、若しくは報告のみで許可を要しない制度を導入することは、域外国から見て魅力ある単一市場の観点から有効であるので、引き続き右制度の導入を提案する。また、監督当局に対する届出書類等について、加盟国において、日本人を含む外国人への配慮として複数言語で記述されたフォームを準備することは、EU域内のビジネス環境を整備する上で即効性のある処方箋であるので、早急な対応を求める。

また、加盟国毎に異なる内容、様式の届出を行うのは煩雑であり、ビジネス上の効率の観点から改善の余地があると思われるので、届出内容、様式の調和を要望する。「金融サービス行動計画」の下、金融取引や決済にかかる加盟国の規制や制度の統一が目指されているところであるが、金融サービス市場の統合に向けた継続的な努力を期待する。

### (2) 国際会計基準（IFRS）【EC】

欧州委員会は、目論見書指令及び透明性指令の下、域内で証券公募又は上場を既に行っている、もしくは今後行う日本・米国・カナダ、その他第三国の企業に対し2009年1月より国際会計基準（IFRS）又はこれと同等の会計基準に従った連結財務諸表の作成を義務付ける方針としている。これに関連して欧州委員会は、日本・米国・カナダ、その他第三国の各国会計基準のIFRSとの同等性評価を2008年央に行うこととしている。本件は、1990年代後半からの「会計ビッグバン」を通じて急速に整備され、IFRS等と整合的なものとなっている日本の会計基準の国際的信頼性や、EU域内で資金を調達する日系企業（約170社）の今後の資本市場へのアクセスの可能性に関わる極めて重要な問題である。

会計基準の同等性評価の一環として、2005年7月5日に公表されたCES

Rの技術的助言では、日本・米国・カナダの3か国の各会計基準について、全体としてIFRSと同等としつつ、補正措置の必要性を指摘した。日本政府は、日本の会計基準がIFRSと比較して、全体として同等とするCESRのコメントを評価するが、提案された補正措置により生ずるコストと便益のバランス、市場参加者への経済的な影響について重大な懸念を抱いている。

日系企業がIFRSに準拠した財務諸表等を作成するために負担する追加的コストが、EUの投資家が享受する便益を上回る場合、その超過コストは最終的にEUの投資家に転嫁されることとなるであろう。更に、現在、多くの日系企業がEU市場からの撤退の意向を表明しているが、これが現実となった場合、EUの投資家の投資機会の減少、EU市場の魅力の低下を招くこととなる。日本政府は、こうした動きはEU市場のグローバルかつ開放的な性格を損なうものであり、EUとしても期待する結果ではないと認識している。

また、昨年10月に、日本の企業会計基準委員会（ASBJ）はCESRから指摘を受けた26項目を中心にコンバージェンスの取組について計画的に進めていくためのプロジェクト計画表を策定し、公表したほか、国際会計基準審議会（IASB）との間で、本年8月、コンバージェンスの加速化に向けた合意（「東京合意」）を公表した。また、両者の会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトは、本年9月の会合で6度目を数え、両会計基準間の差異の縮小のための取組みが重ねられている。

日本政府は、会計基準のコンバージェンスが市場の力に基づき実現されることが最善であると認識しており、会計基準が全般的に同等であると認められる限り、日本の会計基準を含む会計基準は、欧州市場から排除されるのではなく、当該市場で共存することが許容されるべきであると考えている。

したがって、日本国政府は、この問題を極めて重要であると考えており、欧州委員会に対し、2008年央に行われる同等性評価の最終決定において、グローバルな市場の中でのEU市場の位置付けという観点からも真剣に検討し、その結果、補正措置なく、日本の会計基準の同等性を認めることを強く求める。

### **（3）個別財務諸表に使用する会計基準【EC、加盟国】**

欧州委員会は加盟各国に対して、国際会計基準を用いた法定の財務諸表の許容を推奨しているものと認識しているが、EU域内において、非上場会社の個別財務諸表については加盟各国で独自の会計基準が適用され、国際会計基準が認

められないことがある。このため、日本企業のEU加盟各国内の子会社は個別財務諸表を作成する上で、国際会計基準によることができない場合がある。国際会計基準と日本基準との差異は比較的容易に特定できるが、各国基準と日本基準との差異の特定は容易ではないことから、このような取扱いは、親会社への報告のために財務諸表を作成しようとする日本企業の子会社にとっては効率的とは言えない。

このため、日本の子会社を含め、EUにある外国企業の子会社のビジネス環境を改善する観点から、EU加盟各国において個別財務諸表を作成する上で、国際会計基準及び我が国会計基準が許容されることが望ましい。欧州委員会の加盟各国に対してとってきた、及びこれからとる具体的なイニシアティブに関して承知したい。また、日本政府は欧州委員会の本件に関しての更なる推進を求める。

### **3. 建設**

#### **(1) 総論【EC】**

日本政府は、2006年12月、サービス市場の自由化を目指す指令(2006/123/EC)が採択されたことを、市場統合プロセスにおける大きな成果として歓迎する。建設産業分野においても、同指令の趣旨に則って、各種の法的・行政的障害の除去が行われていくことを期待する。

なお、本分野における問題として2004年度以来我が国は、ベルギーにおける建設工事参入の問題について要望を行ってきた。昨年度の対話においてベルギー側より、本問題についてはベルギーが開放性の増大を目的として法改正作業中との回答を得ている。我が国としては同法改正の進展と改正後の内容に引き続き関心を払っていく。

#### **(2) 建設機械に対する新たなEU騒音規制に関する情報公開【EC】**

建設機械等からの騒音については、外部使用装備による騒音に関するEU指令(2000/14/EC)において、現在、ステージⅡの規制が行われている。2007年度の対話において、EU側より、現行規制(ステージⅡ)の実施状況に関する報告書(第20条第1項報告書)及び必要な場合は新たな騒音規制(ステージⅢ)についての報告書(第20条第2項報告書)が、それぞれ2008年1月末までに作成されるとの回答があった。

建設機械の騒音対策については、建設機械全体で対策を行うことが必要であるため、関係企業に十分な技術開発の期間を確保することが必要である。

については、上記報告書の内容及び新たな騒音規制(ステージⅢ)の導入の時期及び規制の内容について、最新の情報を速やかに公開することを日本政府は求める。さらに日本政府は、次期規制の導入にあたって、すでに開発された排出ガス対策型エンジンの普及に支障を来すことがないよう欧州委員会が適切に措置することを要望する。

## 4. 医療・医薬品

### (1) 総論【EC、ドイツ、フランス】

医療・医薬品分野について、日本政府は2007年度は優先事項として2つの事項に対して焦点を当てたい。第1は、並行輸入に伴うカウンターフィット薬（偽造医薬品）の対策強化であり、第2は、国際的な基準の調和へ向けた努力である。なお、2006年度の対話の中で取り上げたドイツにおけるジャンボグループの廃止及びフランスの薬剤費目標伸長率制度の廃止問題については、引き続き懸念と関心を有しており、両国の規制改革に向けた努力を期待する。

### (2) 並行輸入に伴うカウンターフィット薬（偽造医薬品）の対策強化【EC、加盟国】

並行輸入に伴うカウンターフィット薬（偽造医薬品）の流通阻止については、昨年度のEU側回答書には、EU域内では既に効果的な規制枠組みが整備されているとの記述があるが、2007年の英国における医薬品の回収（参考1）の事例や世界保健機関の調査（注）から明らかなように、EU域内でのカウンターフィット薬の流通は引き続き深刻な状況にある。医薬品は人命に関わるものであり、特に近年の医薬品は作用の強いものが増えていることを踏まえて、加盟国によるカウンターフィット薬の流入防止措置の更なる徹底を求める。これに関連して、2007年5月に欧州議会がカウンターフィット薬への対策に関する会合を開催（参考2）したことを歓迎する。会合の成果を具体的措置につなげる観点から、また、並行輸入によって流入したカウンターフィット薬の回収にあたって、当該医薬品のオリジナルの製造業者への責任転嫁を避け、リパッケージ等に関する並行輸入業者の責任を明確化する観点からも、加盟国政府が必要に応じて罰則措置を設ける等、並行輸入品の安全確認、カウンターフィット薬の流入防止措置を徹底することを求める。

欧州委員会に対しては、欧州域内に流入するカウンターフィット薬の取り締まり強化、並びに2006年度の回答書で言及のあった、欧州委員会によるカウンターフィット薬対策に関する政策オプションの検討状況及び詳細なリパッケージ・再ラベリングの要件についての報告を求める。

（参考1）2007年5月24日、イーライ・リリー社が製造を行っている Zyprexa（向精神薬）のカウンターフィット薬が、また2007年5月25日には、サノフィ＝アベンティスとブリistol・マイヤーズ・スクイブ社が製造を行っている Plavix（抗血小板剤）のカウンターフィット薬が英国で回収された。

両カウンターフィット薬は、仏向けの包装をされており、英国で許可された並行輸入業者から同国に供給されたものであった。両カウンターフィット薬の回収は製薬会社が行った（英国政府は、購入金額の返還等は並行輸入業者と購入者の間で決着されるべきとしている。）

（参考2）2007年5月17日、欧州議会が欧州医療関係機関や製薬会社とともにカウンターフィット薬への対策強化について話し合う会合を開催。同会合において、フェアホイゲン欧州副委員長がスピーチを行い、カウンターフィット薬が革新的薬剤の開発に悪影響及ぼすこと、また、カウンターフィット薬の流通は人命に関わることを指摘し、欧州域内に輸入される際の水際対策の強化とともに、欧州内の市場におけるカウンターフィット薬取り締まりの強化について、各加盟国が必要な立法措置の可能性も含めた厳格な規制の枠組みを構築すべきであると述べた。

（注）<http://www.who.int/impact/resources/ImpactBrochure.pdf>

### （3） 医療用直接撮影用X線フィルムのクラス分類の見直し【EC】

現在、欧州委員会の医療機器指令（MDD）において、医療用X線フィルムの現在のクラス分類は、

(a)医療用直接撮影用X線フィルム:クラスIIa

(b)医療用間接撮影用X線フィルム:クラスI

(c)レーザーイメージング用フィルム(ハードコピー用フィルム):クラスI

となっている。このうち、医療用直接撮影用X線フィルムの分類については、医療用間接撮影用X線フィルムやレーザーイメージング用フィルムと同様に、人体に直接影響を与えるものではないため、クラス分類のクラスIへの変更を要望する。GHTFルールでもクラスI(米国・韓国・日本等においてもクラスI)となっているので、国際的整合性をとるべきであり、MDDの関連規定の見直しを欧州委員会に対して求める。

## 5. 検疫・食品安全

### (1) 総論【EC】

日本政府は、EUが、2002年の規則 EC/178/2002 等を通じて、健康・安全の保護及び消費者保護を高い水準に維持することを目的に、共同体レベルの食品安全基準の域内調和を進めていることを評価している。これに関連して、我が国も、食品安全分野に関する国民の高い関心を踏まえ、合理的・科学的根拠に基づく適正な規制を行っている。

他方、日本政府は、食品安全基準の確保が過度・不合理に実施されることで、適正な食品輸出が阻害されることがあってはならないと考える。この関連で、日本政府は、2007年7月に欧州委員会が採択した「生物学的リスク対策に関するグリーンペーパー」に対し、同年10月にコメントを提出している。同コメントにおいて、日本政府は、生物学的リスク対策の必要性を十分理解する一方、EU域内の生物学的リスクを軽減するために今後取られる措置が、EU域外国の輸出業者又は個人に過度の負担を課し、ひいてはEU域内への流通を阻害するものとならないよう希望している。

2007年度規制改革対話では、食品安全基準の本来の趣旨と必ずしも合致しない安全性・同等性審査の長期化、及び食品の特性を適切に考慮しない画一的な規制により、輸出機会の制限や輸出に際し過度な負担が生じている問題として、以下を優先的に取り上げる。

### (2) EU諸国向け日本産肉及び肉製品の輸出解禁要請【EC】

EU域内への牛、豚、馬、羊、山羊の肉及び肉製品の輸出については、輸出国及び輸出条件がEU指令によって定められており、欧州委員会が規定する輸出可能国（第三国）リストに掲載される必要がある。このリストに日本を掲載するため、欧州委員会からの質問票に対する日本政府の回答を2006年3月に欧州委員会に送付した。

その後、日本政府は、同年11月の日・EU規制改革対話東京会合において欧州委員会から提供を要請された残留物質モニタリングプランに関する資料を2007年2月に提出した。現在、日本政府は、同年3月に欧州委員会から提供を要請された追加資料の準備を進めているところである。

日本政府は、EU諸国向け日本産肉及び肉製品の輸出解禁について、欧州委員

会が追加資料を受領した後、引き続き前向きに検討することを求める。特に牛肉、コラーゲンケーシング及びゼラチンについては、我が国の関心の高い品目であるところ、優先的な対応を希望する。

### **（３）有機ＪＡＳ規格のＥＵ有機食品認証統一基準との同等性承認【★、ＥＣ】**

我が国は、ＥＵ有機食品認証統一基準について、２００１年３月に有機農産物の日本農林規格（有機ＪＡＳ規格）との同等性を承認した。この結果、ＥＵ有機食品認証統一基準に基づきＥＵ（旧ＥＵ１５カ国）域内で生産・製造され、日本に輸入される有機農産物及び有機農産物加工食品については、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（ＪＡＳ法）」に基づく登録認定機関から認定を受けた輸入業者が有機ＪＡＳマークを貼付して、日本国内で流通させることができることとなった。

一方、ＥＵは、有機ＪＡＳ規格について、ＥＵ有機食品認証統一基準との同等性を承認していないため、我が国からＥＵ域内に有機農産物を輸出する場合には、ＥＵの認定機関から直接認定を受ける必要があり、有機認証にかかる追加的な事務手続きとコストの要因となっている。２０００年８月、日本政府は、欧州委員会に対し有機ＪＡＳ規格のＥＵ有機食品認証統一基準との同等性審査を要請し、２００６年２月に必要な資料の準備及び質問への回答を終了したが、その後、欧州委員会からの回答が未だ得られていない。については、欧州委員会が同等性審査手続きを迅速に行うことを要請する。

### **（４）魚油の輸出に係る新たな規制【★、ＥＣ】**

２００６年１１月の水産食品に関するＥＵ規則の改正により、ＥＵ域内に魚油を輸出するためには、他の水産食品と同様に、関連施設の認定・登録を行った上、衛生証明書の添付が求められることになった（２００７年１０月末までとされた同措置実施までの猶予期間は、同年１１月以降も延長されている）。同措置により、ＥＵ域内に魚油を輸出するためには、原料となるカツオを漁獲する漁船から、水揚げ場、冷凍倉庫、一次加工処理場（鰹節工場）、搾油工場、最終製造施設に至る全てのサプライチェーンにおいて、ＥＵ規則に基づく施設の認定・登録が新たに必要になった。

魚油については、精製を行う最終製造施設において加熱、脱酸、脱色及び分子蒸留処理を行うことで、食品衛生上の危害は完全に除去されることから、新たな措置は過度な規制であると考える。また、我が国の魚油はこれまで１０年近

くEU諸国に輸出されているが、食品衛生上問題になったことはない。については、最終製造施設のみを日本の権限ある当局が認定することで、EU域内への魚油の輸出が可能となるよう、欧州委員会が本件規制を緩和することを求める。

## 6. 税制

### (1) 総論【EC、加盟国】

EU内の企業課税制度の調和と統合は、進出している日本企業のみならず、EUの企業に対しても利益となるものと認識しており、右政策が早期に図られるよう引き続き希望する。欧州委員会においては、2005年10月に発表された「税・税関政策によるリスボン戦略への貢献」をはじめとした企業課税制度調和の検討が行われているものの、EU域内市場における国境を越える取引等に対する税制にEU加盟国間で不整合が生じているため、EU域内でビジネスを展開する企業にとって、追加的な税負担及び事務負担が生じている。

### (2) 税制調和

#### (イ) 移転価格税制

移転価格制度を統一し、簡素化し、合理化することによって、移転価格税制に対するコンプライアンス・コストを低減させることは、EU進出日本企業及びEUの企業の国際競争力の強化をもたらす。2002年に欧州委員会は「EU共同移転価格フォーラム」を設置し、2007年には、紛争解決手続きや事前価格合意等に関する委員会報告を行ったものと承知しており、右フォーラムの最新状況に関する情報提供を期待する。また、右フォーラムを通じ、移転価格税制に対するコンプライアンス・コストを低減する政策が早期に生み出されることを引き続き期待する。

#### (ロ) VAT（付加価値税）

この分野における欧州委員会のこれまでの努力を高く評価する。VATはEU内の共通制度であるが、加盟国による運用の違いは、域内市場で活動する日系企業にとって障害となっており、運用の統一を引き続き期待する。具体的には、現在は最低料率のみが調和化されているVAT料率・対象品目の統一、登録手続や還付手続の簡素化、迅速化を内容とする欧州委員会による提案の早期実現を引き続き期待する。

#### (ハ) 自動車関連税制 ★

EU域内における各国自動車関連税制の調和化の推進を、域外メーカーの販売促進の観点からも、域内一般消費者の利便の観点からも支持する。

現在EU内では、2005年7月に欧州委員会によって提出された、①域内での自動車登録税の段階的廃止や、②車両登録後の所在地移転及び転売に伴う二重課税防止のための税の払戻しシステム等を含んだ、「自動車関連税制の域内調和に関する指令案」に関し議論しているものと承知しており、提案の早期実現を期待する。

## **(二) 各国税制に関する情報提供**

加盟国において予定される税制改革につき、その方向性とタイムテーブルの十分な時間的余裕を持った情報提供を引き続き期待する。時宜を得た情報提供は、既存の日系企業はもとより、EUに新規に進出する日系企業に対しても有益と考える。

## **(3) 合併指令（国境を越えたグッドウィル（営業権）移転への課税繰延）【EC、加盟国】**

合併指令（2005/19/EC）は、企業がEU内で合併や分割、資産の移転、株式交換を用いて国境を越えた組織再編を行う場合に発生する課税を繰延べる措置を規定している。しかし、国境を越えたグッドウィル（営業権）移転時の含み益は課税繰延の対象に含まれていない。EUにおける日系企業は、単一市場での競争力を維持するために、事業再編を進めている。このような国境を越えた事業再編では、グループ内でグッドウィルを移転させる場合が多く、多額の課税が生じてしまう。このために実際に事業再編を断念するなど、事業再編における障害となっている。

欧州委員会は2006年12月に「国外移転に伴う譲渡益課税(exit taxation)」に関する委員会報告をまとめ、また2007年3月の理事会において議論されたものと認識している。二重課税の防止や課税権を元の加盟国に残す形での課税繰延の対象の拡大等の必要な検討を行った上で、欧州委員会及びEU加盟国に対し早期実現に向けて引き続き提案する。

## **(4) 合併指令（株式の長期保有義務）【EC、加盟国】**

EU内で、合併指令が統一的に実施されておらず、グループの再編を意図している日系企業にとって、EU加盟国間の取り扱いの違いが作業面、コスト面において重荷となり、組織再編の妨げとなっている。また日本の税法上の外国税額免除の対象に関する規定から、二重課税のリスクが増加しており、株式の長期保有義務はEU内で活動する日系企業にとって大きな障害となっている。

本指令の実施において、EU内での統一的な扱いがなされるよう欧州委員会のリーダーシップを引き続き期待する。また、加盟国は企業再編の実質的な障害となる長期間の株式保有義務を課さないことを期待する。

#### **(5) 連結法人税課税基礎 【EC】**

EUで事業活動を行う日系企業にとって、EU域内におけるグループ全体の課税所得を、国際会計基準等1つの会計基準に則って、一括で計算できることが理想である。しかし、現状においてはEU加盟国間で異なる複数の会計基準に基づき、複数の財務諸表を作成する必要があり、法律・会計上のコスト等、大きな負担に直面している。

欧州委員会は一本化された連結法人税課税基礎の重要性を確認し、加盟国政府の専門家から成るワーキング・グループの設置、影響度分析等、検討を進めており、また、本件CCCTB (Common Consolidated Corporate Tax Base) の2008年の法制化提案を予定しているものと承知している。

このようなイニシアティブはEUの市場統合に向けた継続的努力を示すものであるが、日系企業にとっても、連結法人税課税基礎の統合はEUにおける事業環境の大きな改善を意味するものであり、早期実現に向けた進展を引き続き期待している。

(了)